別 添 1

工 事 成 績 評 定 採 点 表（土 木）

令 和 7 年 10 月

仙 台 市 財 政 局 財 政 部 検 査 課

工事成績評定考査項目別運用表(土木)

－ 財政局　検査課－

項番	書式類	内　　容	ページ	備　考
1	別記様式 第1　**工 事 成 績 調 書**	○監督員・主任監督員が契約に係る事項について当初P3(工事情報入力表)に入力 ○(監督員・主任監督員)、(総括監督員)、(検査員)が各自関連セルに入力。 ・・・・・・ 具体的入力方法は下記に記載	1	※1
2	別記様式 第2　細目別評定点採点表	○本シートは自動入力	2	注1総合評価技術提案等
2-2	様式11-1(11-3) に添付する項目別評定点	○本シートは自動入力	2-2	
3	工事情報入力表	○監督員・主任監督員が契約に係る事項について入力	3	

4	書式類	考査項目	細別	工種	評定者 監督員・主任監督員	総括監督員	検査員	ページ ( )は既済検査1・中間検査1 (( ))は既済2・中間2 ※2			
5	別紙－1①(土木)	1.施工体制	Ⅰ.施工体制一般		★			4			
6	別紙－1①(土木)	1.施工体制	Ⅱ.配置技術者		★			4			
	別紙－1②(土木)	2.施工状況	Ⅰ.施工管理		★			5			
7	別紙－1②(土木)	2.施工状況	Ⅱ.工程管理		★			5			注2週休2日モデル事業
8	別紙－1③(土木)	2.施工状況	Ⅲ.安全対策		★			6			
	別紙－1③(土木)	2.施工状況	Ⅳ.対外関係		★			6			
9	別紙－1④(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形		★			7			
10	別紙－1④(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質		★			7			
	別紙－1⑤(土木)	5.創意工夫	Ⅰ.創意工夫		★			8～9			注3ICT活用モデル工事
11	別紙－2①(土木)	2.施工状況	Ⅱ.工程管理			★		10			
12	別紙－2①(土木)	2.施工状況	Ⅲ.安全対策			★		10			
	別紙－2②(土木)	4.工事特性	Ⅰ.施工条件等への対応			★		11			
13	別紙－2③(土木)	6.社会性等	Ⅰ.地域への貢献等			★		12			
14	別紙－2④(土木)	*7.法令遵守等（総合評価包含）*				★		13			注1総合評価技術提案等
	成績評定工種選択表及び結果表	3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質				★	14			*原則1工種が選択対象(複数工種で3工種選択可能)*
15		3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ				★	15			
16	別紙－3①(土木)	2.施工状況	Ⅰ.施工管理				★	16	(17)	((18))	
	別紙－3②(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅰ.出来形				★	19	(20)	((21))	
17	別紙－3③(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	① コンクリート構造物工事			★	22			
18	別紙－3③(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	② 土工事(切土、盛土、堤防等工事)			★	22			
	別紙－3④(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	③ 護岸・根固・水制工事			★	23			
19	別紙－3⑤(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	④ 鋼橋工事(RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる)			★	24			
20	別紙－3⑥(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	⑤ 砂防構造物工事及び地すべり防止工事(集水井工事を含む)			★	25			
	別紙－3⑦(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	⑥ 舗装工事			★	26			
21	別紙－3⑧(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	⑦ 法面工事			★	27			
22	別紙－3⑨(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	⑧ 基礎工事及び地盤改良工事			★	28			
	別紙－3⑩(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	⑨ コンクリート橋上部工事(PC及びRCを対象)			★	29			
23	別紙－3⑪(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	⑩ 塗装工事			★	30			
24	別紙－3⑪(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	⑪ トンネル工事			★	30			
	別紙－3⑫(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	⑫ 植栽工事			★	31			

25	別紙－3⑫(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	⑬ 防護柵(網)・標識・区画線等設置工事			★	31			
26	別紙－3⑬(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	⑭ 電線共同溝工事			★	32			
	別紙－3⑬(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	⑮ 維持工事(清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等)			★	32			
27	別紙－3⑭(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	⑯ 修繕工事(橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)			★	33			
28	別紙－3⑭(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	⑰ 造園工事			★	33			
	別紙－3⑮(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	⑱ 下水道管路工事			★	34			
29	別紙－3⑯(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	⑲ 下水道更生工事			★	34			
30	別紙－3⑯(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	⑳ 水路・側溝等(ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品)工事			★	35			
	別紙－3⑰(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	㉑ シールド工事			★	35			
	別紙－3⑲(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅱ.品質	㉒ 上記以外の工事(情報ボックス、浚渫工事等)又は合併工事			★	36			
65	別紙－3-54(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ	① コンクリート構造物工事、砂防構造物工事、トンネル工			★	73			
66	別紙－3-54(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ	② 土工事(盛土・築堤工事等)			★	73			
	別紙－3-54(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ	③ 切土工事			★	73			
67	別紙－3-54(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ	④ 護岸・根固・水制工事			★	73			
68	別紙－3-54(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ	⑤ 鋼橋工事			★	73			
	別紙－3-54(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ	⑥ 地すべり防止工事			★	73			
69	別紙－3-55(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ	⑦ 舗装工事			★	74			
70	別紙－3-55(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ	⑧ 法面工事			★	74			
	別紙－3-55(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ	⑨ 基礎工事(地盤改良等を含む)			★	74			
71	別紙－3-55(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ	⑩ コンクリート橋上部工事			★	74			
72	別紙－3-55(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ	⑪ 塗装工事(工場塗装除く)			★	74			
	別紙－3-55(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ	⑫ 植栽工事			★	74			
73	別紙－3-56(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ	⑬ 防護柵(網)・標識・区画線等設置工事			★	75			
74	別紙－3-56(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ	⑭ 電線共同溝工事			★	75			
	別紙－3-56(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ	⑮ 維持工事(清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等)修繕工事(橋脚補強、耐震補強、落橋防止等)			★	75			
75	別紙－3-56(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ	⑯ 造園工事			★	75			
76	別紙－3-57(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ	⑰ 下水道管路工事			★	76			
	別紙－3-57(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ	⑱ 下水道更生工事			★	76			
77	別紙－3-57(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ	⑲ 水路・側溝等(ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品)工事			★	76			
	別紙－3-57(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ	⑳ シールド工事			★	76			

78	別紙－3-57(土木)	3.出来形及び出来ばえ	Ⅲ.出来ばえ	㉑ 上記以外の工事（情報ボックス、浚渫工事等）又は合併工事			★	76			
115	「施工プロセス」のチェックリスト				★	★		88～91			

※1　別記様式第1　工事成績調書の監督員・主任監督員の評定点は、該当入力シートすべてを入力しないと表示されない。総括監督員、検査員の評定点も同様。また、評定点合計は各評定者がすべてを入力しないと表示されない。

※2　既済・中間検査の入力を行う場合は（既済・中間1）、（既済・中間2）の順で入力すること。

評定は、別記様式第1　工事成績調書、工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表「別紙－1～別紙－3」により、監督、検査、その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。なお、「施工プロセス」のチェックリストを活用して評定を行うこと。また、「5.創意工夫」「6.社会性等」は、受注者から提出された実施状況に関する書類を活用して評定を行うこと。

入力方法

別記様式第1　工 事 成 績 調 書

①検査員に係わる項目を除き、工事情報入力表に、工種、課・公所名、契約番号、契約日、工事名、工事場所、請負代金額、請負者氏名、配置技術者氏名、工期、完成日、評定者氏名、検査年月日、所見を入力。（所見は特筆すべきことがあった場合の外、必要に応じて入力すること。）

②別記様式第1　工事成績調書の採点の数値、計算は、工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表 「別紙－1～別紙－3」及び「成績評定工種選択表及び結果表」のシートを入力すれば、自動的に計算し表示される。（採用された評点に【　】が付く。）

別紙-1～別紙-3の入力

①各評価項目は、評価洩れを防ぐため、原則、すべて入力するものとする。（入力時のメッセージ及び入力選択リストや、注意メモのコメントに従うこと。）

②適正と考えられる評価対象項目のチェック欄 □ を選定する(該当するチェックボックスにマウスをクリックして「レ」を入れる)。（チェック欄 □ は 、削除する項目もあるので留意する。）

③その他（理由など桃色のセル）には日本語で必要事項を記入する。その他のセルは保護されているため入力できない。

留意事項

注1　総合評価技術提案等

総合評価一般競争入札において契約を締結した工事においては、受注者から提出された「技術提案等」の内容について履行検証を行い、別記様式第2の選択覧を選択し、その達成率等に応じて別紙―2④（土木）法令遵守等により評定点から減点を行う。（履行検証が必要なものは、配置技術者の変更、登録基幹技術者の配置、簡易型Ⅱ型の場合は簡易な施工計画の内容）

備考

＜ 担当課評価終了後 ＞

監督職員が押印した工事成績調書を検査課に提出するとともに、電子データを契約番号で判別できるようにファイル名（エXXXXXXXXX）を付けて庁内グループウェアのメール機能を使用して検査課に送付すること。

別記様式第1

工事成績調書　（　完成　）

Ver. 2025(R07). 10. 01-01

工　種	土木

課又は公所名：

契約番号		契約日		請負代金額（当初）	円	配置技術者	現場代理人		工期	着手	
工事名				請負代金額（最終）	円		主任技術者			完成	
工事場所				受注者氏名			監理技術者			完成日	

	監督員・主任監督員	総括監督員	検査員（既済1・中間1）	検査員（既済2・中間2）	検査員（完成）
	氏名（監督員）		検査年月日	検査年月日	検査年月日
	氏名（主任監督員）	氏名（総括監督員）	氏名	氏名	氏名

考査項目	細別	監督員・主任監督員 a	b	c	d	e	総括監督員 a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	+1.0	+0.5	0	−5.0	−10							
	Ⅱ. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	−5.0	−10							
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	+4.0	+2.0	0	−5.0	−10							
	Ⅱ. 工程管理	+4.0	+2.0	0	−5.0	−10	+2.0		+1.0		0	−7.5	−15
	Ⅲ. 安全対策	+5.0	+2.5	0	−5.0	−10	+3.0		+1.5		0	−7.5	−15
	Ⅳ. 対外関係	+2.0	+1.0	0	−2.5	−5.0							
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	+4.0	+2.0	0	−2.5	−5.0							
	Ⅱ. 品質	+5.0	+2.5	0	−2.5	−5.0							
	Ⅲ. 出来ばえ												
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応 ※2						最大20点						
5. 創意工夫	Ⅰ. 創意工夫(最大7点) ※3	＋7.0 ～ 0											
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等						+10.0	+7.5	+5.0	+2.5	0		
加減点合計（1＋2＋3＋4＋5＋6）		点					点						
評定点（65点±加減点合計）※1		①		点			②				点		

考査項目	細別	検査員（既済1・中間1） a	a'	b	b'	c	d	e	検査員（既済2・中間2） a	a'	b	b'	c	d	e	検査員（完成） a	a'	b	b'	c	d	e
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般																					
	Ⅱ. 配置技術者																					
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	+5.0		+2.5		0	−7.5	−15	+5.0		+2.5		0	−7.5	−15	+5.0		+2.5		0	−7.5	−15
	Ⅱ. 工程管理																					
	Ⅲ. 安全対策																					
	Ⅳ. 対外関係																					
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	+10	+7.5	+5	+2.5	0	−10	−20	+10	+7.5	+5	+2.5	0	−10	−20	+10	+7.5	+5	+2.5	0	−10	−20
	Ⅱ. 品質	+15	+12	+7.5	+4.0	0	−12.5	−25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	−12.5	−25	+15	+12	+7.5	+4.0	0	−12.5	−25
	Ⅲ. 出来ばえ	+5.0		+2.5		0	−5.0		+5.0		+2.5		0	−5.0		+5.0		+2.5		0	−5.0	
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応 ※2																					
5. 創意工夫	Ⅰ. 創意工夫(最大7点) ※3																					
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等																					
加減点合計（1＋2＋3＋4＋5＋6）		±		点					±		点					点						
評定点（65点±加減点合計）※1		③		点					③		点					④		点				

評定点計

既済部分（中間）検査があった場合：（①　点×0.4＋②　点×0.2＋③　点×0.2＋④　点×0.2）＝　点

但し、③（既済、中間）が2回以上の場合は平均値

既済部分（中間）検査がなかった場合：（①　点×0.4＋②　点×0.2＋④　点×0.4）＝　点

7. 法令遵守等　※7　0.0　点

評定点合計　※8　　点　○評定点計（　点）－法令遵守・総合評価落札方式による減点（　0.0　点）＝　点

8. 総合評価技術提案　技術提案履行確認　※9　履行　不履行　【対象外】

所見 ※5	（監督員・主任監督員）	（総括監督員）	（検査員）

※1　65点 ＋ 1～3の評定（65点±加減点合計）＋4. ～6. の評定（加点合計）＝評定点
各評定（①～④）は小数第一位まで記入する。

※2　工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件（構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等）に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては主任監督員からの報告を受けて総括監督員が評価するものとする。

※3　創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。

※4　4，5，6，は加点評価のみとする。また、法令遵守は、減点評価のみとする。

※5　所見は特筆すべきことがあった場合の外、必要に応じて記載すること。

※6　各考査項目ごとの採点は、考査項目別運用表によるものとし、検査員の評価に先立ち、監督員・主任監督員・総括監督員が行う。

※7　法令遵守の評価は、総括監督員が行う。

※8　評定合計は、四捨五入により整数とする。

※9　総合評価技術提案は、技術提案の履行が確認できない場合は、『不履行』を選択する。（別記様式第2で入力）

［検査課長（指名検査員）］起案・決裁→［工事担当課］供覧

別記様式第2

細目別評定点採点表

作成

課又は公所名

工事名	

考査項目	細　別	①監督員・主任監督員	②総括監督員	④検査員(既済1・中間1)	⑤検査員(既済2・中間2)	⑤検査員(完成)	細目別評定点	得点割合	得点割合
1. 施工体制	Ⅰ. 施工体制一般	(　　)×0. 4+2. 9= 点					点 3.3 点	#VALUE!	#VALUE!
	Ⅱ. 配置技術者	(　　)×0. 4+2. 9= 点					点 4.1 点	#VALUE!	#VALUE!
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	(　　)×0. 4+2. 9= 点		(　　)×0. 4+6. 5= 点	(　　)×0. 4+6. 5= 点	(　　)×0. 4+6. 5= 点	#### 点 13.0 点	#VALUE!	#VALUE!
	Ⅱ. 工程管理	(　　)×0. 4+2. 9= 点	(　　)×0. 2+3. 2= 点				#### 点 8.1 点	#VALUE!	#VALUE!
	Ⅲ. 安全対策	(　　)×0. 4+2. 9= 点	(　　)×0. 2+3. 3= 点				#### 点 8.8 点	#VALUE!	#VALUE!
	Ⅳ. 対外関係	(　　)×0. 4+2. 9= 点					点 3.7 点	#VALUE!	#VALUE!
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅰ. 出来形	(　　)×0. 4+2. 8= 点		(　　)×0. 4+6. 5= 点	(　　)×0. 4+6. 5= 点	(　　)×0. 4+6. 5= 点	#### 点 14.9 点	#VALUE!	#VALUE!
	Ⅱ. 品質	(　　)×0. 4+2. 9= 点		(　　)×0. 4+6. 5= 点	(　　)×0. 4+6. 5= 点	(　　)×0. 4+6. 5= 点	#### 点 17.4 点	#VALUE!	#VALUE!
	Ⅲ. 出来ばえ			(　　)×0. 4+6. 5= 点	(　　)×0. 4+6. 5= 点	(　FALSE　)×0. 4+6. 5= 6.5 点	6.5 点 8.5 点	#VALUE!	76.5%
4. 工事特性	Ⅰ. 施工条件等への対応		(　0.0　)×0. 2+3. 3= 3.3 点				3.3 点 7.3 点	#VALUE!	45.2%
5. 創意工夫	Ⅰ. 創意工夫	(　0.0　)×0. 4+2. 9= 2.9 点					2.9 点 5.7 点	#VALUE!	50.9%
6. 社会性等	Ⅰ. 地域への貢献等		(　　)×0. 2+3. 2= 点				点 5.2 点	#VALUE!	#VALUE!
7. 法令遵守等			(　0.0　)×1. 0= 0.0 点				0.0 点 点	#VALUE!	
						評定点計－法令遵守・総合評価落札方式による減点	#### 点 100.0 点		
8. 総合評価技術提案等	技術提案等履行確認		履行　不履行　【対象外】			評定点合計	#### 点 (P2) () (P1)		

※　(①+②+⑤)=細目別評価点
※　得点割合は、評定点の合計に対する細目別評定点の割合を百分率で示す。
※　総合評価技術提案等は、技術提案等の履行が確認できない場合は『不履行』を選択

選択覧
- ☐ 履行
- ☐ 不履行
- ☑ 対象外

項　目　別　評　定　点

工事名：

考　査　項　目	細　　別	細目別評定点／満点
1．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	点 / 3.3点
	Ⅱ．配置技術者	点 / 4.1点
2．施工状況	Ⅰ．施工管理	#VALUE! 点 / 13.0点
	Ⅱ．工程管理	#VALUE! 点 / 8.1点
	Ⅲ．安全対策	#VALUE! 点 / 8.8点
	Ⅳ．対外関係	点 / 3.7点
3．出来形及び出来ばえ	Ⅰ．出来形	#VALUE! 点 / 14.9点
	Ⅱ．品質	#VALUE! 点 / 17.4点
	Ⅲ．出来ばえ	6.5 点 / 8.5点
4．工事特性（加点のみ）	Ⅰ．施工条件等への対応	3.3 点 / 7.3点
5．創意工夫（加点のみ）	Ⅰ．創意工夫	2.9 点 / 5.7点
6．社会性等（加点のみ）	Ⅰ．地域への貢献等	点 / 5.2点
7．法令遵守等（減点のみ）	工事事故等による減点	0.0 点
	総合評価による減点	0.0 点
評定点計(1～6)－7(法令遵守・総合評価による減点)		#VALUE! 点 / 100点

評定点合計	点

工事情報入力表

① 作成年月日		←入力例　2022/4/1
② 契約番号		←入力例　220510999
③ 契約日		←入力例　2022/4/1
④ 工事名		
	↓工種を選択してください。	
⑤ 工　　種	土木	
	↓工事請負契約書のとおりに記載すること。	
⑥ 工事場所		
⑦ 請負金額（当初）		円
⑧ 請負金額（最終）		円
	会社名及び代表者名を入力してください。	
	↓入力例　○□△建設株式会社　代表取締役　○○　○○	
⑨ 請負者氏名		
⑩ 現場代理人		
⑪ 主任技術者		
⑫ 監理技術者		
⑬ 工期（着手）		←入力例　2022/5/15
⑭ 工期（完成）		←入力例　2022/5/15
⑮ 完成日		←入力例　2022/5/15
	↓係名まで正確に記入してください。記入例「○局（区）○部（▲支所）○課○係」	
⑯ 課又は公所名		
⑰ 監督員		※職名は不要
⑱ 主任監督員		※職名は不要
⑲ 総括監督員		※職名は不要
⑳ 検査員(完成)	検査員は別記様式第1に直接入力	

別紙－1①（土木）

考査項目別運用表

（監督員、主任監督員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
1．施工体制	Ⅰ．施工体制一般	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ ↑ 削除する項目にレ点	●評価対象項目 □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工体制一般について指示事項が無い。 □ 施工計画書を、工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出している。 □ 作業分担の範囲を、施工体制台帳及び施工体系図に明確に記載している。 □ 品質証明員が関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって実施して、品質証明に係る体制が有効に機能している。 □ 元請が下請けの作業成果を検査している。 □ 施工計画書の内容と現場施工方法が一致している。 □ 緊急指示、災害、事故等が発生した場合の対応が速やかである。 □ 現場に対する本店や支店による支援体制を整えている。 □ 工場製作期間における技術者を適切に配置している。 □ その他 内容を記載 ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目がある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝当該項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。			□ 施工体制一般に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 施工体制一般に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	Ⅱ．配置技術者 （現場代理人）	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ ↑ 削除する項目にレ点	●評価対象項目 【全体を評価する項目】 □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、配置技術者について指示事項が無い。 □ 作業に必要な作業主任者及び専門技術者を選任及び配置している。 【現場代理人を評価する項目】 □ 現場代理人が、工事全体を把握している。 □ 設計図書と現場との相違があった場合は、監督職員と協議するなどの必要な対応を行っている。 □ 監督職員への報告・連絡を適時及び的確に行っている。 【監理（主任）技術者を評価する項目】 □ 事前協議を踏まえ、共通仕様書及び諸基準に基づき、工事書類の簡素化の趣旨に則り、工事書類を適切に作成し、提出又は提示している。 □ 契約書、設計図書、適用すべき諸基準等を理解し、施工に反映している。 □ 施工上の課題となる条件（作業環境、気象、地質等）への対応を図っている。 □ 下請の施工体制及び施工状況を把握し、技術的な指導を行っている。 □ 監理（主任）技術者が、明確な根拠に基づいて技術的な判断を行っている。 □ その他 内容を記載 ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目がある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝当該項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。			□ 配置技術者に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 配置技術者に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

別紙－1②（土木）

考査項目別運用表

（監督員、主任監督員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2．施工状況	Ⅰ．施工管理	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、施工管理について指示事項がない。 □ 施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映したものとなっている。 □ 現場条件の変化に対して、適切に対応している。 □ 工事材料の品質に影響が無いよう保管している。 □ 日常の出来形管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 □ 日常の品質管理を、設計図書及び施工計画書に基づき適時及び的確に行っている。 □ 現場内の整理整頓を日常的に行っている。 □ 指定材料の品質証明書及び写真等を保管している。 □ 工事打合せ簿を、事前協議に基づき、過不足無く整理している。 □ 建設副産物の再利用等への取り組みを適切に行っている。 □ 工事全般において、低騒音型、低振動型、排出ガス対策型の建設機械及び車両を使用している。 □ その他 内容を記載 ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目がある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝当該項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。			□ 施工管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ ↑ 削除する項目にレ点					
	Ⅱ．工程管理	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、工程管理について指示事項が無い。 □ 工程に与える要因を的確に把握し、それらを反映した計画工程表を作成している。 □ 実施工程表の作成及びフォローアップを行っており、適切に工程を管理している。 □ 現場条件の変化への対応が迅速であり、施工の停滞が見られない。 □ 時間制限や片側交互通行等の各種制約への対応が適切であり、大きな工程の遅れが無い。 □ 工事の進捗を早めるための取り組みを行っている。 □ 適切な工程管理を行い、工程の遅れが無い。 □ 施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行っている。 □ 計画工程以外の時間外作業がほとんど無い。 □ その他 内容を記載 （例）本工事は、週休2日モデル工事であり、累計休工達成率が100%以上であることから、週休2日の休工を実施した。 ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目がある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝当該項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。			□ 工程管理に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 工程管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ ↑ 削除する項目にレ点					

別紙－1③（土木）

考査項目別運用表

（監督員、主任監督員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅲ. 安全対策	適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、安全対策について指示事項がない。 □ 災害防止協議会等を1回／月以上行っている。 □ 安全教育及び安全訓練等を半日／月以上実施している。 □ 新規入場者教育の内容に、当該工事の現場特性を反映している。 □ 工事期間を通じて、労働災害及び公衆災害が発生しなかった。 □ 過積載防止に取り組んでいる。 □ 仮設工の点検及び管理を、チェックリスト等を用いて実施している。 □ 保安施設の設置及び管理を、各種基準及び関係者間の協議に基づき実施している。 □ 地下埋設物及び架空線等に関する事故防止対策に取り組んでいる。 □ その他 内容を記載 ↑ 削除する項目にレ点 ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目がある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝当該項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。			□ 安全対策に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 安全対策に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	Ⅳ. 対外関係	a	b	c	d	e
		適切である	ほぼ適切である	他の評価に該当しない	やや不適切である	不適切である
		●評価対象項目 □ 「施工プロセス」のチェックリストのうち、対外関係について指示事項が無い。 □ 関係官公庁などと調整を行い、トラブルの発生がない。 □ 地元との調整を行い、トラブルの発生が無い。 □ 第三者からの苦情が無い。もしくは、苦情に対して適切な対応を行っている。 □ 関連工事との調整を行い、円滑な進捗に取り組んでいる。 □ 工事の目的及び内容を、工事看板などにより地域住民や通行者等に分かりやすく周知している。 □ その他 内容を記載 ↑ 削除する項目にレ点 ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目がある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。 ③ 評価値（　　%）＝当該項目数（　　）／評価対象項目数（　　） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。			□ 対外関係に関して、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 対外関係に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。

別紙－1④（土木）

考査項目別運用表

（監督員、主任監督員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="4">3．出来形及び出来ばえ</td><td>Ⅰ．出来形</td><td>□
出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50％以内である。</td><td>□
出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80％以内である。</td><td>□
出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、b に該当しない。</td><td>□
出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>□
契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">Ⅱ．品質</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>□
品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね50％以内である。</td><td>□
品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規定値を満足し、そのばらつきが規格値の概ね80％以内である。</td><td>□
品質の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a、bに該当しない。</td><td>□
品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で改善指示を行った。</td><td>□
契約書第17条に基づき、監督職員が改造請求を行った。</td></tr>
<tr><td colspan="2">① 出来形の評定は工事全般通じて行うものとする。
② 出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③ 出来形管理とは、「土木工事施工管理基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系であるが、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で出来形管理を行うものとする。
④ 出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</td><td colspan="2">① 品質の評定は工事全般を通じて行うものとする。
② 品質とは、設計図書に示された工事目的物の規格をいう。
③ 品質管理とは、「土木工事施工管理基準」の試験項目、試験基準及び規格値に基づく全ての段階における品質確保の為の管理体系である。なお、当該管理基準によりがたい場合等については、監督職員と協議の上で品質管理を行うものとする。
④ 品質管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。</td><td></td></tr>
</table>

別紙－1⑤（土木＝共通）

考査項目別運用表

（監督員、主任監督員）

考査項目	細別	工　夫　事　項
5. 創意工夫	Ⅰ．創意工夫	【施工】 □　施工に伴う器具、工具、装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 □　コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 □　土工、地盤改良、橋梁架設、舗装、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 □　部材並びに機材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 □　設備工事における加工や組立等又は電気工事における配線や配管等に関する工夫。 □　給排水工事や衛生設備工事等における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 □　照明などの視界の確保に関する工夫。 □　仮排水、仮道路、迂回路等の計画的な施工に関する工夫。 □　運搬車両、施工機械等に関する工夫。 □　支保工、型枠工、足場工、仮桟橋、覆工板、山留め等の仮設工に関する工夫。 □　盛土の締固度、杭の施工高さ等の管理に関する工夫。 □　施工計画書の作成、写真の管理等に関する工夫。 □　出来形又は品質の計測、集計、管理図等に関する工夫。 □　施工管理ソフト、土量管理システム等の活用に関する工夫。 □　ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの何れかの段階でICTを活用した工事（電子納品のみは除く）**※本項目は1点の加点とする。** □　加点として起工測量から電子納品までの全ての段階でICTを活用した工事。**※本項目は2点の加点とする。※ICT活用による加点は最大2点の加点とする** □　特殊な工法や材料を用いた工事。 □　優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工事。 【新技術活用】 「新技術活用」においては、以下の3項目により、複数の技術の評価を可能とするが、**最大2点の加点とする。** ただし、加点対象は受注者側から新技術活用を提案した場合のみとし、発注者が指定し活用した場合は加点措置を行わないものとする。 □　(該当技術数:　　)NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。**※本項目は2点の加点とする。** □　(該当技術数:　　)NETIS登録技術のうち、事後評価未実施技術または事後評価で「有用とされる技術」と評価された技術を活用し、活用の効果が一定程度確認できた。**※本項目は1点の加点とする。** □　(該当技術数:　　)NETIS登録技術のうち、事後評価実施済み技術（「有用とされる技術」を除く）を活用し、活用の効果が相当程度確認できた。**※本項目は1点の加点とする。** **※ここで「有用とされる技術」とは、「公共工事等における新技術活用システム」実施要領で定める「活用促進技術」、「推奨技術」、「準推奨技術」、「評価促進技術」等をいう。** **※複数の技術の評価にあたっては、活用した技術数に応じ複数の評価項目を選択することを可能とするが、最大2点の加点とする。複数の技術が同一の評価項目に該当した場合、該当技術数に対し各項目の加点点数を掛け合わせたものを評価の点数とするが、この場合も最大2点の加点とする。** 【品質】 □　土工、設備、電気の品質向上に関する工夫。 □　コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 □　鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品等の使用材料に関する工夫。 □　配筋、溶接作業等に関する工夫。 【安全衛生】 □　建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。**※本項目は2点の加点とする。** □　安全を確保するための仮設備等に関する工夫。（落下物、墜落、転落、挟まれ、看板、立入禁止柵、手摺り、足場等） □　安全教育、技術向上講習会、安全パトロール等に関する工夫。 □　現場事務所、労務者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫 □　有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 □　一般車両突入時の被害軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 □　厳しい作業環境の改善に関する工夫。 □　環境保全に関する工夫。

別紙－1⑥（土木＝共通）

考査項目別運用表

（監督員、主任監督員）

考査項目	細別	工　夫　事　項	
5. 創意工夫	Ⅰ．創意工夫	【働き方改革】 「働き方改革」では、当該工事において、他の模範となるような取組を、以下の項目により、複数評価を可能とするが、最大2点の加点とする。 ☐　若手や女性技術者の登用など、担い手確保に向けた取組が図られている。 【その他】 ☐　その他　理由：内容を記載 ☐　その他　理由：内容を記載 ☐　その他　理由：内容を記載 ☐　その他　理由：内容を記載 ☐　その他　理由：内容を記載 ☐　その他　理由：内容を記載 ☐　その他　理由：内容を記載	
	記述評価 （レマークを付した評価内容を詳細記述）	評　点　0　点	【創意工夫の詳細評価】工夫の内容及び具体的内容を記載（新技術活用を評価した場合NETIS登録番号と新技術名称を記載）

※1.　特に評価すべき創意工夫事例を加点評価する。
※2.　評価は各項目においてレ点が付されれば1、2、3点で評価し、最大7点の加点評価とする。
※3.　該当する数と重みを勘案して評定する。1項目1点を目安とするが、内容によってはそれ以上の点数を与えてもよい。
※4.　上記の考査項目の他に評価に値する企業の工夫があれば、その他に具体の内容を記載して加点する。

別紙－2①

考査項目別運用表

（総括監督員）

<table>
<tr><th>考査項目</th><th>細別</th><th>a</th><th>b</th><th>c</th><th>d</th><th>e</th></tr>
<tr><td rowspan="2">2．施工状況</td><td>Ⅱ．工程管理</td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td>入力欄 →</td><td colspan="5">●評価対象項目
□　隣接する他の工事などとの工程調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□　地元及び関係機関との調整に取り組み、遅れを発生させることなく工事を完成させた。
□　工程管理を適切に行ったことにより、夜間工事の回避等を行い、工事による地域への影響を軽減させた。
□　工程管理に係る積極的な取り組みが見られた。
□　施工計画書に定めた休日予定のとおり、休日の確保を行うことに加え、他の模範となるような取組を実施した。
□　災害復旧工事など特に工期的な制約がある場合において、余裕をもって工事を完成させた。
□　工事施工箇所が広範囲に点在している場合において、工程管理を的確に行い、余裕をもって完成させた。
□　その他
内容を記載

●判断基準
上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e　評価を行う。

□　a　評価
□　b　評価
□　c　評価
□　d　評価
□　e　評価</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>Ⅲ．安全対策</td><td>a</td><td>b</td><td>c</td><td>d</td><td>e</td></tr>
<tr><td>入力欄 →</td><td>優れている</td><td>やや優れている</td><td>他の評価に該当しない</td><td>やや劣っている</td><td>劣っている</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td colspan="5">●評価対象項目
□　建設労働災害及び公衆災害の防止に向けた取り組みが顕著であった。
□　安全衛生を確保するための管理体制を整備し、組織的に取り組んだ。
□　安全衛生を確保するため、他の模範となるような活動に積極的に取り組んだ。
□　安全対策に関する技術開発や創意工夫に取り組んだ。
□　災害防止協議会等での活動に積極的に取り組んだ。
□　安全対策に係る取り組みが地域から評価された。
□　その他
内容を記載

●判断基準
上記該当項目を総合的に判断して、a、b、c、d、e　評価を行う。

□　a　評価
□　b　評価
□　c　評価
□　d　評価
□　e　評価</td></tr>
</table>

別紙－2②

考査項目別運用表

（総括監督員）

考査項目	細別	対　応　事　項	【事 例】具 体 的 な 施 工 条 件 等 へ の 対 応 事 例
4．工事特性	Ⅰ．施工条件等への対応	Ⅰ構造物の特殊性への対応 ☐　1．対象構造物の高さ、延長、施工（断）面積、施工深度等の規模が特殊な工事 ☐　2．対象構造物の形状が複雑であることなどから、施工条件が特に変化する工事 ☐　3．その他 内容を記載 ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。	(1.について) 切土の土工量：20 万 m3以上、盛土の土工量：15 万 m3以上、護岸・築堤の平均高さ：10m 以上 、トンネル(ｼｰﾙﾄﾞ)の直径：8m 以上、ダム用水門の設計水深25m以上、樋門又は樋管の内空断面積：15m2以上、揚排水機場の吐出管径：2,000mm 以上、堰又は水門の最大径間長：25m 以上、堰又は水門の径間数：3 径間以上、堰又は水門の扉体面積：50m2/門以上、トンネル(開削工法)の開削深さ：20m以上、トンネル(NATM)の内空平均面積：100m2以上、トンネル(沈埋工法)の内空平均面積：300m2以上、海岸堤防、護岸、突堤又は離岸提の水深：10m 以上、地滑り防止工：幅 100m以上かつ法長 150m以上、浚渫工の浚渫土量：100 万 m3以上、流路工の計画高水流量：500m3以上、砂防ダムの堤高：15m 以上、ダムの堤高：150m以上、転流トンネルの流下能力：400m3/s 以上、橋梁下部工の高さ：30m 以上、橋梁上部工の最大支間長：100m 以上 (2.について) ・砂防工事などにおいて、現地合わせに基づいて再設計が必要な工事。 ・鉄道に隣接した橋脚の耐震補強工事又は河道内の流水部における橋脚の撤去工事。 ・供用中の道路トンネルの拡幅工事。 (3.について) ・その他、構造物固有の難しさへの対応が特に必要な工事 ・その他、技術固有の難しさへの対応が必要である工事。 ・地山強度が低い又は土被りが薄いため、FEM解析などによる検討が必要な工事。
		Ⅱ．作業環境、社会条件等への対応 ☐　4．地盤の変形、近接構造物、地中埋設物への影響に配慮する工事 ☐　5．周辺環境条件により、作業条件、工程等に大きな影響を受ける工事 ☐　6．周辺住民等に対する騒音・振動を特に配慮する工事 ☐　7．現道上での交通規制に大きく影響する工事 ☐　8．事故や災害発生直後等の緊急的な対応が特に必要な工事 ☐　9．施工箇所が広範囲にわたる工事 ☐　10．その他 内容を記載 ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	(4.について) ・供用中の鉄道又は道路と交差する橋梁などの工事。 ・市街地等の家屋密集地での、鉄道又は道路をアンダーパスする工事。 ・監視などの結果に基づき、工法の変更を行った工事。 (5.について) ・ガス管、水道管、電話線等の支障物件の移設について、施工工程の管理に特に注意を要した工事。 ・地元調整や環境対策などの制約が特に多い工事。 ・そのほか各種制約があり、施工に特に厳しい制限を受けた工事。 (6.について) ・市街地での夜間工事。 ・DID地区での工事。 (7.について) ・日交通量が概ね1万台以上の道路で片側交互通行の交通規制をした工事。 ・供用している自動車専用道路等の路上工事で、交通規制が必要な工事。 ・工事期間中の大半にわたって、交通開放を行うため規制標識の設置撤去を日々行った工事。 (8.について) ・事故や災害発生直後の緊急的な対応が必要な工事で、24時間対応の施工等により早期の完成が求められる工事 (9.について) ・作業現場が広範囲に分布している工事。 (10.について) ・施工ヤードの広さや高さに制限があり、機械の使用など施工に制約を受けた工事。 ・その他、周辺環境又は社会条件への対応が特に必要な工事。
		Ⅲ．厳しい自然・地盤環境条件等への対応 ☐　11．特殊な地盤条件への対応が必要な工事 ☐　12．雨・雪・風・気温・波浪等の自然条件の影響が大きな工事 ☐　13．被災箇所の措置や急峻な地形及び土石流危険渓流内での工事 ☐　14．動植物等の自然環境の保全に特に配慮しなければならない工事 ☐　15．維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 ☐　16．その他 内容を記載 ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば4点の加点とする。	(11.について) ・河川内の橋脚工事において地下水位が高く、ウェルポイント工法などによる排水や大規模な山留めなどが必要な工事。 ・支持地盤の形状が複雑なため、深礎杭基礎毎に地質調査を実施するなど支持地盤を確認しながら再設計した工事。 ・施工不可能日が多いことから、施工機械の稼働率や台数などを的確に把握する必要が生じた工事。 (12.について) ・海岸又は河川区域内のため、設計書で計上する以上に波浪等の影響で不稼働日が多く、主に作業船や台船を使用する工事。 ・潜水夫を多用した工事又は波浪や水位変動が大きいため作業構台等を設置した工事。 (13.について) ・被災箇所における二次災害の危険性に対する注意が必要とされる工事 ・急峻な地形のため、作業構台や作業床の設置が制限される工事。もしくは、命綱を使用する必要があった工事（法面工は除く）。 ・斜面上又は急峻な地形直下での工事のため、工事に伴う地滑り防止対策等の安全対策を必要とした工事。 ・土石流危険渓流に指定された区域内における工事 (14.について) ・イヌワシ等の猛禽類などの貴重な動植物への配慮のため、工程や施工方法に制約を受けた工事 (15.について) ・維持修繕工事等規模に比して地元調整等の手間がかかる工事 (16.について) ・その他、自然条件又は地盤条件への対応が必要であった工事。 ・その他、災害等における臨機の措置のうち特に評価すべき事項が認められる工事
		Ⅳ．長期工事における安全確保への対応 ☐　17．12ヶ月を超える工期で、事故が無く完成した工事（全面一時中止期間は除く） ※但し、7．法令遵守等で減点の対象にならない事故は除く。 ☐　18．その他（ ※上記の対応事項に1つ以上レ点が付けば6点の加点とする。	
	評価	評　点＿＿＿＿点	

※1．工事特性は、最大20点の加点とする。
※2．評価にあたっては、監督員・主任監督員の意見も参考に評価する。

別紙－2③

考査項目別運用表

（総括監督員）

考査項目	細別	a	a’	b	b’	c
6．社会性等	Ⅰ.地域への貢献等	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない

●評価対象項目

- □ 周辺環境への配慮に積極的に取り組んだ。
- □ 現場事務所や作業現場の環境を周辺地域との景観に合わせるなど、積極的に周辺地域との調和を図った。
- □ 定期的に広報紙の配布や現場見学会等を実施して、積極的に地域とのコミュニケーションを図った。
- □ 道路清掃などを積極的に実施し、地域に貢献した。
- □ 地域が主催するイベントに積極的に参加し、地域とのコミュニケーションを図った。
- □ 災害時などにおいて、地域への支援又は行政などによる救援活動への積極的な協力を行った。
- □ その他

内容を記載

●判断基準

上記該当項目を総合的に判断して、a、a’、b、b’、c　評価を行う。

入力欄 →

- □ a　評価
- □ a’　評価
- □ b　評価
- □ b’　評価
- □ c　評価

別紙－2④

考査項目別運用表

（総括監督員）

考査項目	法　令　遵　守　等　の　該　当　項　目　一　覧　表
7. 法令遵守等	

	措　置　内　容	点　数
□	1. 指名停止3ヶ月以上	−20
□	2. 指名停止2ヶ月以上3ヶ月未満	−15
□	3. 指名停止1ヶ月以上2ヶ月未満	−13
□	4. 指名停止2週間以上1ヶ月未満	−10
□	5. 文書注意	−8
□	6. 口頭注意	−5
□	7. 工事関係者事故又は公衆災害が発生したが、当該事故に係る安全管理の措置の不適切な程度が軽微なため、口頭注意以上の処分が行われなかった場合	−3
□	8. その他 内容を記載	−
☑	9. 該当項目なし	0
	評定点	**0**

※「1.」～「8.」で重複する項目がある場合は、上位の点数を採用する。

※ 総合評価履行結果で減点する場合は「−1」から「−10」の範囲とし、表2に入力する。

ただし、総合評価結果確認を除く「1.」～「8.」の合計は、最大−20点とする。

「8.その他」入力欄

総合評価結果確認

法令遵守等点数

① 本考査項目（7. 法令遵守等）で評価する事例は、施工にあたって工事関係者が下記の適応事例で上表の措置があった場合に適用する。
② 「施工」とは、請負契約書の記載内容（工事名、工期、施工場所等）を履行することに限定する。
③ 「工事関係者」とは、当該工事現場に従事する現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者、品質証明員、請負会社の現場従業員及び当該工事にあたって下請負人として契約し、それを履行するために当該工事現場に従事する者に限定する。
④ 総合評価落札方式における技術提案が、受注者の責により履行されなかった場合は、表2　総合評価結果確認　により減点する。

【上記で評価する場合の適用事例】
1. 入札前に提出した調査資料などにおいて、虚偽の事実が判明した。
2. 承諾なしに権利又は義務を第三者に譲渡又は承継した。
3. 使用人に関する労働条件に問題があり送検された。
4. 産業廃棄物処理法に違反する不法投棄、砂利採取法に違反する無許可採取等の関係法令に違反する事実が判明した。
5. 当該工事関係者が贈収賄などにより逮捕又は公訴された。
6. 一括下請や技術者の専任違反等の建設業法に違反する事実が判明した。
7. 入国管理法に違反する外国人の不法就労者が判明し、送検された。
8. 労働基準法に違反する事実が判明し、送検等された。
9. 監督又は検査の実施を、不当な圧力をかけるなどにより妨げた。
10.下請代金を期日以内に支払っていない、不当に下請代金の額を減じているなど下請代金支払遅延防止法第4条に規定する親事業者の遵守事項に違反する行為がある。
11.過積載等の道路交通法違反により、逮捕又は送検された。
12.受注企業の社員に「指定暴力団」又は「指定暴力団の傘下組織（団体）」に所属する構成員、準構成員、企業舎弟等の暴力団関係者がいることが判明した。
13.下請に暴力団関係企業が入っていることが判明した。あるいは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第9条に記されている砂利、砂、防音シート、軍手等の物品の納入、土木作業員やガードマンの受け入れ、土木作業員用の自動販売機の設置等を行っている事実が判明した。
14.安全管理が不適切であったことから死傷者を生じさせた工事関係者事故又は重大な損害を与えた公衆損害事故を起こした。
15.受注者が社会保険等未加入建設業者の下請負人と契約を締結した。（措置内容については、指名停止等の区分による）

表2　総合評価結果確認

	総合評価競争入札制度による工事評価項目の達成率 当初契約時と工事完成時の評価点の割合とする。（標準型・簡易型に適用）	点数
□	提案の10%未満の達成率	−10
□	提案の10%以上20%未満の達成率	−9
□	提案の20%以上30%未満の達成率	−8
□	提案の30%以上40%未満の達成率	−7
□	提案の40%以上50%未満の達成率	−6
□	提案の50%以上60%未満の達成率	−5
□	提案の60%以上70%未満の達成率	−4
□	提案の70%以上80%未満の達成率	−3
□	提案の80%以上90%未満の達成率	−2
□	提案の90%以上100%未満の達成率	−1

3. 出来形及び出来ばえ　Ⅱ. 品質　成績評定工種選択表及び結果表

該当する工種を次の事項に留意しながら選択してください。

留意事項

※1: 全体の概ね7割以上を占める工種がある場合は、原則その1工種が選択の対象となります。
※2: 複数工種選択する必要がある場合は、3工種まで選択が可能です。その場合、代表的な工種の「主たる工種」覧にチェックしてください。
※3: 「主たる工種」が選択された場合、「3. 出来形及び出来ばえ　Ⅱ. 品質」におけるばらつきは、「主たる工種」の判断基準が適用されます。
※4: 「主たる工種」が選択されない場合、または「主たる工種」にばらつき判定がない場合は、選択された複数工種の中の最も低い判断基準が適用されます。
※5: 上記により難く、検査員の判断基準を適用することが望ましい場合、または「選択工種」にばらつき判定がない場合は、下覧「ばらつき入力欄」に入力願います。
※6: ①～㉑のいずれか1工種を選択した場合は、㉒は選択できません。

検査員　選択	主たる工種	選択されていません		
	選択工種			
	ばらつき判定			

品質

主たる工種	選択工種	工　種
□	□	① コンクリート構造物工事
□	□	② 土工事（切土、盛土、堤防等工事）
□	□	③ 護岸・根固・水制工事
□	□	④ 鋼橋工事（RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる）（堰水門等工場製作を含む）
□	□	⑤ 砂防構造物工事及び地すべり防止工事（集水井工事を含む）
□	□	⑥ 舗装工事
□	□	⑦ 法面工事
□	□	⑧ 基礎工事及び地盤改良工事
□	□	⑨ コンクリート橋上部工事（PC及びRCを対象）
□	□	⑩ 塗装工事
□	□	⑪ トンネル工事
□	□	⑫ 植栽工事
□	□	⑬ 防護柵（網）・標識・区画線等設置工事
□	□	⑭ 電線共同溝工事
□	□	⑮ 維持工事（清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等）
□	□	⑯ 修繕工事（橋脚補強、耐震補強、落橋防止等）
□	□	⑰ 造園工事
□	□	⑱ 下水道管路工事
□	□	⑲ 下水道更生工事
□	□	⑳ 水路・側溝等(ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品)工事
□	□	㉑ シールド工事
	□	㉒ 上記以外の工事（情報ボックス、浚渫工事等）又は合併工事

※機械設備工事、電気設備工事については、「仙台市工事成績評定要領」別添2「工事成績評定採点表(営繕)」により評定願います。

品質

◎検査員 自らが、ばらつきの判定を行う場合は、下の該当箇所にチェックしてください

□ ばらつきが50%以下と判断できる。
□ ばらつきが80%以下と判断できる。
□ ばらつきが80%を超えると判断できる。
□ ばらつきによる判断は不可能である。

検査員　評定内容　（以下の評定内容については、完成検査を実施し、評定した場合についてのみ、表示される。）

評価対象項目(1)
評　価　項　目(2)　　ばらつき
適　　合　　率
判　　定

3. 出来形及び出来ばえ　Ⅲ. 出来ばえ　成績評定工種選択表及び結果表

該当する工種を次の事項に留意しながら選択してください。

留意事項

※1 前頁の「Ⅱ. 品質」とは、構成が異なっておりますので、改めて選択することが必要です。
※2 全体の概ね7割以上を占める工種がある場合は、原則その1工種が選択の対象となります。
※3 複数工種選択する必要がある場合は、3工種まで選択が可能です。この場合、選択した工種全体の適合率により、評価することになります。
※4 複数工種選択した場合の評価基準は下表のとおりです。

※5 ①～22 のいずれか1工種を選択した場合は、23 は選択できません。

検査員　選択工種			

出来ばえ

- □ ① コンクリート構造物工事、砂防構造物工事、トンネル工事
- □ ② 土工事（盛土・築堤工事等）
- □ ③ 切土工事
- □ ④ 護岸・根固・水制工事
- □ ⑤ 鋼橋工事
- □ ⑥ 地すべり防止工事
- □ ⑦ 舗装工事
- □ ⑧ 法面工事
- □ ⑨ 基礎工事（地盤改良等を含む）
- □ ⑩ コンクリート橋上部工事
- □ ⑪ 塗装工事（工場塗装除く）
- □ ⑫ 植栽工事
- □ ⑬ 防護柵（網）・標識・区画線等設置工事
- □ ⑭ 電線共同溝工事
- □ ⑮ 維持工事（清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等）修繕工事（橋脚補強、耐震補強、落橋防止等）
- □ ⑯ 造園工事
- □ ⑰ 下水道管路工事
- □ ⑱ 下水道更生工事
- □ ⑲ 水路・側溝等(ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品)工事
- □ ⑳ シールド工事
- □ ㉑ 上記以外の工事（情報ボックス、浚渫工事等）又は合併工事

※機械設備工事、電気設備工事については、「仙台市工事成績評定要領」別添2「工事成績評定採点表(営繕)」により評定願います。

出来ばえ　（以下の評定内容については、完成検査を実施し、評定した場合についてのみ、表示される。）

検査員　評定内容

ⅰ評価対象項目数
ⅱ該当項目数
ⅲ適合率

判　定　0

評　価　基　準

ⅰ　1項目のみ選定の場合は
別紙3-54～により算定（ⅰ・ⅱ・ⅲ適用外）
ⅱ　複数項目選定の場合は下記により算定
適合率80%以上・・・・・・・・・・・・a
適合率60%以上80%未満・・・・・b
適合率40%以上60%未満・・・・・c
適合率40%未満・・・・・・・・・・・・d

別紙－3①（土木）

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	細別	a	b	c	d	e
2. 施工状況	Ⅰ. 施工管理	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	やや劣っている	劣っている
		●評価対象項目 □ 契約書第18条第1項第1号～5号に基づく設計図書の照査を行っていることが確認できる。 □ 施工計画書が工事着手前又は施工方法が確定した時期に提出され、所定の項目が記載されているとともに、設計図書の内容及び現場条件を反映したものとなっていることが確認できる。 □ 工事期間を通じて、施工計画書の記載内容と現場施工方法が一致していることか確認できる。 □ 現場条件又は計画内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）は、その都度当該工事着手前に変更計画書を提出していることが確認できる。 □ 工事材料を品質に影響が無いよう保管していることが確認できる。 □ 立会確認の手続きを事前に行っていることが確認できる。 □ 建設副産物の再利用等への取り組みを行っていることが確認できる。 □ 施工体制台帳及び施工体系図を法令等に沿った内容で適確に整備していることが確認できる。 □ 下請けに対する引き取り（完成）検査を書面で実施していることが確認できる。 □ 品質証明体制が確立され、ISO9001又は品質証明員による関係書類、出来形、品質等の確認を工事全般にわたって行っていることが確認できる。 □ 工事関係書類を事前協議に基づき過不足なく作成していることが確認できる。 □ 社内の管理基準の設定、管理方法が工種毎に明確であり、その内容に基づき管理していることが確認できる。 □ その他 内容を記載 ●判断基準 評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・a 評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・b 評価値が80%未満・・・・・・・・・・・・・・・・c ① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値（ %）＝該当項目数（ ）／評価対象項目数（ ） ④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はc評価とする。			□ 施工管理について、監督職員が文書による改善指示を行った。	□ 施工管理について、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ ↑ 削除する項目にレ点					

別紙－3②（土木）

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	a	a’	b	b’	c	d	e
3．出来形及び出来ばえ Ⅰ．出来形	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値の概ね50％以内で、下記の「評定対象項目」の4項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値の概ね50％以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値の概ね80％以内で、下記の「評定対象項目」の3項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値の概ね80％以内で、下記の「評定対象項目」の2項目以上が該当する。	出来形の測定が、必要な測定項目について所定の測定基準に基づき行われており、測定値が規格値を満足し、a ～ b’ に該当しない。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 出来形の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ 出来形管理が出来形管理図及び出来形管理表により確認できる。
- □ 社内の管理基準に基づき管理していることが確認できる。
- □ 不可視部分の出来形が写真（監督職員が臨場した箇所は除く）で確認できる。
- □ 写真管理基準の管理項目を満足している。
- □ 出来形管理基準が定められていない工種について、監督職員と協議の上管理していることが確認できる。
- □ その他

内容を記載

①　出来形は、工事全般を通じて評定するものとする。
②　出来形とは、設計図書に示された工事目的物の形状及び寸法をいう。
③　出来形管理とは、「土木工事施工基準」の測定項目、測定基準及び規格値に基づき所定の出来形を確保する管理体系である。
④　出来形管理項目を設定していない工事は「c」評価とする。

●ばらつきの程度（該当する項目ひとつにレ点）

- □ ばらつきが50％以下と判断できる。
- □ ばらつきが80％以下と判断できる。
- □ その他（上記に該当しない。）

※　ばらつきの判断は別紙－4参照

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	① コンクリート構造物工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※　ばらつきの判断は別紙－4参照					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- □ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- □ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- □ □ コンクリートの圧縮強度を管理し、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
- □ □ コンクリートの打設時に、打継ぎ目処理を適切に行っていることが確認できる。
- □ □ 鉄筋の品質が、証明書類で確認できる。
- □ □ コンクリートの打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。
- □ □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- □ □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ スペーサーの品質及び個数が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 有害なクラックがない。
- □ □ その他　理由：

↑ 内容を記載

削除する項目にレ点

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目がある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝当該項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打設点等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

●ばらつきの程度（該当する項目ひとつにレ点）

- □ ばらつきが50%以下と判断できる。
- □ ばらつきが80%以下と判断できる。
- □ ばらつきが80%を超えると判断できる。
- □ ばらつきによる判断は不可能である。

	a	a'	b	b'	c	d	e
② 土工事（切土、盛土、堤防等工事）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※　ばらつきの判断は別紙－4参照					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ □ 雨水による崩壊が起こらないように、排水対策を実施していることが確認できる。
- □ □ 段切りを設計図書に基づき行っていることが確認できる。
- □ □ 置換えのための掘削を行うにあたり、掘削面以下を乱さないように施工していることが確認できる。
- □ □ 締固めが設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ □ 一層あたりのまき出し厚を管理していることが確認できる。
- □ □ 芝付け及び種子吹付けを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
- □ □ 構造物周辺の締固めを設計図書に定められた条件で行っていることが確認できる。
- □ □ 土羽土の土質が設計図書を満足していることが確認できる。
- □ □ CBR試験などの品質管理に必要な試験を行っていることが確認できる。
- □ □ 法面に有害な亀裂が無い。
- □ □ 伐開除根作業が設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ □ その他　理由：

↑ 内容を記載

削除する項目にレ点

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目がある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝当該項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打設点等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

●ばらつきの程度（該当する項目ひとつにレ点）

- □ ばらつきが50%以下と判断できる。
- □ ばらつきが80%以下と判断できる。
- □ ばらつきが80%を超えると判断できる。
- □ ばらつきによる判断は不可能である。

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	③ 護岸・根固・水制工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※　ばらつきの判断は別紙－4参照					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。
- □ □ 裏込材及び胴込めコンクリートの締固めを、空隙が生じないように十分行っていることが確認できる。
- □ □ 緑化ブロック、石積（張）、法枠、かごマット等における材料のかみ合わせ又は連結が、裏込材の吸出しがないように行っていることが確認できる。
- □ □ 石積（張）工において、大きさ及び重さが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 護岸工の端部や曲線部の処理が適切であり、必要な強度及び水密性を確保していることが確認できる。
- □ □ 遮水シートが所定の幅で重ね合わせられ、端部処理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 植生工で、植生の種類、品質、配合及び養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 根固工、水制工、沈床工、捨石工等において、材料の連結及びかみ合わせが設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 指定材料の品質が、証明書類で確認できる。
- □ □ 基礎工において、掘り過ぎが無く施工していることが確認できる。
- □ □ コンクリートブロック等を損傷無く設置していることが確認できる。
- □ □ 施工にあたって、床堀箇所の湧水及び滞水等は、排除して施工していることが確認できる。
- □ □ 埋戻し材料について、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 有害なクラックがない。
- □ □ その他　理由：

↑ 内容を記載

削除する項目にレ点

●ばらつきの程度（該当する項目ひとつにレ点）

- □ ばらつきが50%以下と判断できる。
- □ ばらつきが80%以下と判断できる。
- □ ばらつきが80%を超えると判断できる。
- □ ばらつきによる判断は不可能である。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目がある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝当該項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打設点等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	④ 鋼橋工事 （RC床版工事はコンクリート構造物に準ずる）（堰水門等工場製作を含む）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※　ばらつきの判断は別紙－4参照					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【工場製作関係】

- □ 鋼材の種別を、品質を適切に管理している。
- □ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- □ 溶接作業にあたり、溶接材料の使用区分が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 溶接施工に係る施工計画書を提出していることが確認できる。
- □ 孔空けによって生じたまくれが削り取られているなど、きめ細やかに製作していることが確認できる。
- □ 欠陥部の発生が見られないことが確認できる。
- □ 塗装作業にあたり、塗布面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
- □ 素地調整を行う場合、第1種ケレン後4時間以内に金属前処理塗装を実施していることが確認できる。
- □ 塗料の空き缶管理について、写真等で確実に空であることが確認できる。
- □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
- □ その他　理由：

↑ 内容を記載

削除する項目にレ点

【架設関係】

- □ ボルトの締め付け確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。
- □ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。
- □ 高力ボルトの締め付けを、中心から外側に向かって行っていることが確認できる。
- □ 高力ボルトの品質が、証明書類で確認できる。
- □ 支承の据付で、コンクリート面のチッピング及び仕上げ面に水切勾配がついていることが確認できる。
- □ 架設にあたって、部材の応力と変形等を十分検討していることが確認できる。
- □ 架設に用いる仮設備及び架空用機材について品質、性能が確保できる規模及び強度を有していることが確認できる。
- □ 現場塗装部ケレン及び膜厚管理を適切に行っていることが確認できる。
- □ 現場塗装において、温度、湿度、風速等の確認を行っていることが確認できる。
- □ その他　理由：

↑ 内容を記載

削除する項目にレ点

●ばらつきの程度（該当する項目ひとつにレ点）

- □ ばらつきが50%以下と判断できる。
- □ ばらつきが80%以下と判断できる。
- □ ばらつきが80%を超えると判断できる。
- □ ばらつきによる判断は不可能である。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目がある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝当該項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打設点等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－3⑥(土木)

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及 出来ばえ	⑤ 砂防構造物工事及び地すべり防止工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※　ばらつきの判断は別紙－4参照					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
Ⅱ. 品質	（集水井工事を含む）	●評価対象項目 【共通】						
	□	□ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w/c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。						
	□	□ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。						
	□	□ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。						
	□	□ 運搬時間、打設時の投入高さ、締固時のバイブレーターの機種及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）						
	□	□ コンクリートの圧縮強度を管理しており、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っている。						
	□	□ 地山との取り合わせを適切に行っていることが確認できる。						
	□	□ 鉄筋及び鋼材の品質を、適切に管理していることを確認できる。						
	□	□ 有害なクラックがない。						
	□	□ その他　理由：						
	↑	内容を記載						
	削除する項目にレ点	【砂防構造物に適用】						
	□	□ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が、鉄筋に付着しないよう管理していることが確認できる。						
	□	□ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
	□	□ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。						
	□	□ アンカーの施工が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
	□	□ ボルトの締付確認が実施され、記録を保管していることが確認できる。						
	□	□ ボルトの締付機及び測定機器のキャリブレーションを実施していることが確認できる。						
	□	□ その他　理由：						
	↑	内容を記載						
	削除する項目にレ点	【地滑り対策工事（抑止杭・集水井戸工事含む）】						
	□	□ アンカーの施工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。						
	□	□ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。						
	□	□ ライナープレートと地山との隙間が少なくなるように施工していることが確認できる。						
	□	□ 集・排水ボーリング工の方向及び角度が、適正となるように施工上の配慮をしていることが確認できる。						
	□	□ その他　理由：						
	↑	内容を記載						
	削除する項目にレ点	●ばらつきの程度（該当する項目ひとつにレ点）						
		□ ばらつきが50%以下と判断できる。						
		□ ばらつきが80%以下と判断できる。						
		□ ばらつきが80%を超えると判断できる。						
		□ ばらつきによる判断は不可能である。						

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目がある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝当該項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打設点等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	⑥ 舗装工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※　ばらつきの判断は別紙－4参照					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【路床・路盤工関係】

- □ □ 設計図書に定められた試験方法でCBR値を測定していることが確認できる。
- □ □ 路床及び路盤工のプルーフローリングを行っていることが確認できる。
- □ □ 路床及び路盤工の密度管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 路盤の安定処理は材料が均一になるよう施工していることが確認できる。
- □ □ 路盤の施工に先立って、路床面、下層路盤面の浮き石及び有害物を除去してから施工していることが確認できる。
- □ □ 路床盛土において、一層の仕上がり厚を20cm以下とし、各層ごとに締固めて施工していることが確認できる。
- □ □ 路床盛土において、構造物の隣接箇所や狭い箇所における締め固めが、タンパ等の小型締固め機械により施工していることが確認できる。
- □ □ その他　理由：

↑ 内容を記載

削除する項目にレ点

【アスファルト舗装工関係】

- □ □ アスファルト混合物の品質が、配合設計及び試験練りの結果又は事前審査制度の証明書類により確認できる。
- □ □ 舗装工の施工にあたって、上層路盤面の浮き石などの有害物を除去していることが確認できる。
- □ □ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理を記録していることが確認できる。
- □ □ 舗設後の交通開放が、定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ □ 各層の継ぎ目の位置が、設計図書に定められた数値以上であることが確認できる。
- □ □ 縦継目及び横継目の位置、構造物との接合面の処理等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ アスファルト混合物の運搬及び舗設にあたって、気象条件を配慮していることが確認できる。
- □ □ 密度管理が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ その他　理由：

↑ 内容を記載

削除する項目にレ点

【コンクリート舗装工関係】

- □ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- □ □ 舗装工の施工に先立って、上層路盤面の浮き石等の有害物を除去してから施工していることが確認できる。
- □ □ コンクリート受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- □ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ □ 運搬時間、打設方法及び養生方法が、施工条件及び気象条件に適しており、設計図書に定められた条件を満足してることが確認できる。
- □ □ 材料が分離しないようコンクリートを敷均していることが確認できる。
- □ □ チェアー及びタイバーを損傷などが発生しないよう保管していることが確認できる。
- □ □ その他　理由：

↑ 内容を記載

削除する項目にレ点

●ばらつきの程度（該当する項目ひとつにレ点）

- □ ばらつきが50%以下と判断できる。
- □ ばらつきが80%以下と判断できる。
- □ ばらつきが80%を超えると判断できる。
- □ ばらつきによる判断は不可能である。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目がある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝当該項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打設点等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－3⑧（土木）

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	⑦ 法面工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※　ばらつきの判断は別紙－4参照					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【共通】

- □ □ 施工基面を平滑に仕上げていることが確認できる。（特に法枠工、コンクリート又はモルタル吹付工関係）
- □ □ 施工に際して、品質に害となる施工面の浮き石やゴミ等を除去してから施工していることが確認できる。
- □ □ 盛土の施工にあたり、法面の崩壊が起こらないよう締固めを十分行っていることが確認できる。
- □ □ 雨水による崩壊が起こらないよう、排水対策を実施していることが確認できる。
- □ □ その他　理由：

↑ 内容を記載

削除する項目にレ点

【種子吹付工、客土吹付工、植生基材吹付工関係】

- □ □ 土壌試験の結果を施工に反映していることが確認できる。
- □ □ ネットなどの境界に隙間が生じていないことが確認できる。
- □ □ ネットなどが破損を生じていないことが確認できる。
- □ □ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
- □ □ 使用する材料の種類、品質、配合等が設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 施工時期が定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ □ その他　理由：

↑ 内容を記載

削除する項目にレ点

【コンクリート又はモルタル吹付工関係】

- □ □ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 金網の重ね幅が、10cm以上確保されていることが確認できる。
- □ □ 金網が破損を生じていないことが確認できる。
- □ □ 吸水性の吹付け面において、事前に吸水させてから施工していることが確認できる。
- □ □ 吹付け厚さが均等であることが確認できる。
- □ □ 吹付け厚さに応じて2層以上に分割して施工していることが確認できる。
- □ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ □ 不良箇所が生じないように跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
- □ □ 法肩の吹付けにあたり、地山に沿って巻き込んで施工していることが確認できる。
- □ □ その他　理由：

↑ 内容を記載

削除する項目にレ点

【現場打法枠工関係（プレキャスト法枠工含む）】

- □ □ 使用する材料の種類、品質及び配合が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ アンカーを設計図書どおりの長さで施工していることが確認できる。
- □ □ 現場養生が、設計図書の仕様を満足するよう実施されていることが確認できる。
- □ □ 強度試験に使用したコンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ □ 枠内に空隙がないことが確認できる。
- □ □ 層間にはく離がないことが確認できる。
- □ □ 不良箇所が生じないよう跳ね返り材料の処理を行っていることが確認できる。
- □ □ その他　理由：

↑ 内容を記載

削除する項目にレ点

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目がある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝当該項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

●ばらつきの程度（該当する項目ひとつにレ点）

- □ ばらつきが50%以下と判断できる。
- □ ばらつきが80%以下と判断できる。
- □ ばらつきが80%を超えると判断できる。
- □ ばらつきによる判断は不可能である。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打設点等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	⑧ 基礎工事及び地盤改良工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※　ばらつきの判断は別紙－4参照					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

【杭関係（コンクリート・鋼管・鋼管井筒・場所打、深礎等）】

- □ □ 杭に損傷及び補修痕がないことが確認できる。
- □ □ 既製杭の打止め管理の方法及び場所打杭の施工管理の方法が整備されており、その記録を整理していることが確認できる。
- □ □ 杭頭処理において、杭本体を損傷していないことが確認できる。
- □ □ 水平度、鉛直度等が、設計図書を満足していることが確認できる。
- □ □ 溶接の品質管理に関して、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 支持地盤に達していることが、掘削深さ、掘削土砂等により確認できる。
- □ □ 場所打杭について、トレミー管をコンクリート内に2m以上挿入して施工していることが確認できる。
- □ □ 掘削深度、排出土砂、孔内水位の変動及び安定液を用いる場合の孔内の安定液濃度並びに比重等が、設計図書を満足していることが確認できる。
- □ □ 配筋、スペーサーの配置及びコンクリート打設等が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ ライナープレートの組み立てにあたり、偏心と歪みに配慮して施工していることが確認できる。
- □ □ 裏込材注入の圧力などが施工記録により確認できる。
- □ □ 強度確認、セメントミルクの比重管理などの品質に係わる事項の管理資料を整理していることが確認できる。
- □ □ その他　理由：
- ↑ 内容を記載

削除する項目にレ点

【地盤改良関係）】

- □ □ 改良材のバッチ管理記録が整理され、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ セメントミルクの比重、スラリー噴出量、強度等の管理資料を整理していることが確認できる。
- □ □ 事前に土質試験を実施し、改良材の選定、必要添加量の設定等を行っていることが確認できる。
- □ □ 施工箇所が均一に改良されているとともに、十分な強度及び支持力を確保していることが確認できる。
- □ □ その他　理由：
- ↑ 内容を記載

削除する項目にレ点

●ばらつきの程度（該当する項目ひとつにレ点）

- □ ばらつきが50%以下と判断できる。
- □ ばらつきが80%以下と判断できる。
- □ ばらつきが80%を超えると判断できる。
- □ ばらつきによる判断は不可能である。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目がある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝当該項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打設点等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	⑨ コンクリート橋上部工事（PC及びRCを対象）	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※　ばらつきの判断は別紙－4参照					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- □ □ コンクリートの受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- □ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設時の投入高さ及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。（寒中及び暑中コンクリート等を含む）
- □ □ コンクリートの圧縮強度を管理して、必要な強度に達した後に型枠及び支保工の取り外しを行っていることが確認できる。
- □ □ 鉄筋の品質を、適切に管理していることが確認できる。
- □ □ 鉄筋の引張強度及び曲げ強度の試験値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ コンクリート打設までにさび、どろ、油等の有害物が鉄筋に付着していないよう管理していることが確認できる。
- □ □ 圧接作業にあたり、作業員の技量確認を行っていることが確認できる。
- □ □ 鉄筋の組立及び加工が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ コンクリートの養生が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ スペーサーの品質及び個数が、設計図書に定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ □ プレビーム桁のプレフレクション管理が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 使用する装置及び機器のキャリブレーションを事前に実施していることが確認できる。
- □ □ PC鋼材の緊張及びグラウト注入管理値が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ プレストレッシング時のコンクリート圧縮強度が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ コンクリートの圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いていることが確認できる。
- □ □ 有害なクラックが無い。
- □ □ その他　理由：

↑ 内容を記載

削除する項目にレ点

●ばらつきの程度（該当する項目ひとつにレ点）

- □ ばらつきが50%以下と判断できる。
- □ ばらつきが80%以下と判断できる。
- □ ばらつきが80%を超えると判断できる。
- □ ばらつきによる判断は不可能である。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目がある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝当該項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打設点等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－3⑪（土木）

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	⑩ 塗装工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※　ばらつきの判断は別紙－4参照					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ □ 塗装作業にあたり、塗装面を十分に乾燥させて施工していることが確認できる。
- □ □ ケレンを入念に実施していることが確認できる。
- □ □ 天候状況の確認、気温及び湿度の測定を行い、塗装作業を行っていることが確認できる。
- □ □ 塗料を使用前に撹拌し、容器の塗料を均一な状態にしてから使用していることが確認できる。
- □ □ 鋼材表面及び被塗装面の汚れ、油類等を除去し塗装を行っているいことが確認できる。
- □ □ 塗装の空缶管理について写真等で確実に空であることが確認できる。
- □ □ 塗り残し、ながれ、しわ等が無く塗装されていることが確認できる。
- □ □ 溶接部、ボルトの接合部分、構造の複雑な部分について、必要な塗膜厚を確保していることが確認できる。
- □ □ 塗料の品質が出荷証明書、塗料成績表により、製造年月日、ロット番号、色彩、数量が確認できる。
- □ □ その他　理由：

内容を記載

↑ 削除する項目にレ点

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目がある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝当該項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

●ばらつきの程度（該当する項目ひとつにレ点）

- □ ばらつきが50%以下と判断できる。
- □ ばらつきが80%以下と判断できる。
- □ ばらつきが80%を超えると判断できる。
- □ ばらつきによる判断は不可能である。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打設点等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

		a	a'	b	b'	c	d	e
	⑪ トンネル工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※　ばらつきの判断は別紙－4参照					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ □ コンクリートの配合試験及び試験練りを行っており、コンクリートの品質（強度・w／c、最大骨材粒径、塩化物総量、単位水量、アルカリ骨材反応抑制等）が確認できる。
- □ □ コンクリートの受け入れ時に必要な試験を実施しており、温度、スランプ、空気量等の測定結果が確認できる。
- □ □ 圧縮強度試験に使用したコンクリート供試体が、当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ □ 施工条件や気象条件に適した運搬時間、打設方法及び締固め方法が、定められた条件を満足していることが確認できる。
- □ □ 吹きつけコンクリートの配合及びロックボルトの種別、規格が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 設計図書に定められた岩区分（支保工パターン含む）の境界を確認して施工を行っていることが確認できる。
- □ □ 坑内観察調査などについて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 計測管理を日々行っており、その結果に基づいた施工を行っていることが確認できる。
- □ □ 金網の継目を15cm以上重ね合わせて施工していることが確認できる。
- □ □ 吹きつけコンクリートの施工にあたって、浮石等を除いた後に、吹付コンクリートの一層の厚さが15cm以下で地山と密着するよう施工していることが確認できる。
- □ □ 吹付コンクリートを打継ぎする場合は、吹付完了面を清掃した上、湿潤状態で施工していることが確認できる。
- □ □ ロックボルトの定着長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ □ 防水工に防水シートを使用する場合は、ロックボルト等の突起物にモルタルや保護マット等で防護対策を行っていることが確認できる。
- □ □ 逆巻きの場合において、側壁コンクリートとアーチコンクリートの打継目が同一線上で施工していることが確認できる。
- □ □ その他　理由：

内容を記載

↑ 削除する項目にレ点

①　当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
②　削除項目がある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③　評価値（　　%）＝当該項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④　なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

●ばらつきの程度（該当する項目ひとつにレ点）

- □ ばらつきが50%以下と判断できる。
- □ ばらつきが80%以下と判断できる。
- □ ばらつきが80%を超えると判断できる。
- □ ばらつきによる判断は不可能である。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打設点等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

別紙－3⑫（土木）

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	⑫ 植栽工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※　ばらつきの判断は別紙－4参照					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ 活着が促されるよう管理していることが確認できる。
- □ 樹木などに損傷、はちくずれ等がないよう保護養生を行っていることが確認できる。
- □ 樹木等の生育に害のある害虫等がいなことが確認できる。
- □ 施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行っていることが確認できる。
- □ 肥料が直接樹木の根に触れないよう均一に施肥していることが確認できる。
- □ 植生する樹木に応じて、余裕のある植穴を掘り植穴底部を耕していることが確認できる。
- □ 添木をぐらつきがないよう設置していることが確認できる。
- □ 樹名板を視認しやすい場所に据え付けていることが確認できる。
- □ その他　理由：

↑ 内容を記載

削除する項目にレ点

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目がある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝当該項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

●ばらつきの程度（該当する項目ひとつにレ点）

- □ ばらつきが50%以下と判断できる。
- □ ばらつきが80%以下と判断できる。
- □ ばらつきが80%を超えると判断できる。
- □ ばらつきによる判断は不可能である。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打設点等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
	⑬ 防護柵（網）・標識・区画線等設置工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※　ばらつきの判断は別紙－4参照					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ 防護柵設置要綱、視線誘導標識設置基準、道路標識ハンドブック等の規定を満足していることが確認できる。
- □ 防護柵等の床堀りの仕上がり面において、地山の乱れや不陸が生じないように施工していることが確認できる。
- □ 防護柵等の基礎工の施工にあたって、無筋及び鉄筋コンクリートの規定を満足していることが確認できる。
- □ 防護柵等の支柱の施工にあたって、既設舗装面へ影響が無いよう施工していることが確認できる。
- □ 基礎設置箇所において地盤の地耐力を把握して、施工していることが確認できる。
- □ 防護柵の支柱の根入長が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ ガードケーブルを支柱に取り付ける場合、設計図書に定められた所定の張力を与えているのが確認できる。
- □ ガードケーブルの端末支柱を土中に設置する場合、打設したコンクリートが設計図書に定めれれた強度以上であることが確認できる。
- □ ペイント式（常温式）区画線に使用するシンナーの使用量が、10%以下であることが確認できる。
- □ 区画線の厚さが見本等で設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 区画線施工後の昼間及び夜間の視認性が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 区画線の施工にあたって、設置路面の水分、泥、砂じん及びほこりを取り除いて行っていることが確認できる。
- □ 区画線を消去した場合、表示材（塗料）のみの除去となっており、路面への影響が最小限となっていることが確認できる。
- □ プライマーの施工にあたって、路面に均等に塗布していることが確認できる。
- □ 区画線の材料が、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ その他　理由：

↑ 内容を記載

削除する項目にレ点

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目がある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝当該項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

●ばらつきの程度（該当する項目ひとつにレ点）

- □ ばらつきが50%以下と判断できる。
- □ ばらつきが80%以下と判断できる。
- □ ばらつきが80%を超えると判断できる。
- □ ばらつきによる判断は不可能である。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打設点等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	⑭ 電線共同溝工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※　ばらつきの判断は別紙－4参照					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ 指定材料の規格が、品質を証明する書類で確認できる。
- □ 管路の通過試験を行っており、試験結果から全箇所が導通していることが確認できる。
- □ プラント出荷時、現場到着時、舗設時等において、アスファルト混合物の温度管理が記録していることが確認できる。
- □ 特殊部の施工基面の支持力が、均等となるようにかつ不陸が無いように仕上げていることが確認できる。
- □ 特殊部等の施工において、隣接する各ブロックに目違いによる段差及び蛇行等が無いよう敷設していることが確認できる。
- □ 埋戻しにおいて、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 舗装の復旧等が適時行われ、路面の沈下や不陸が無く平坦性を確保していることが確認できる。
- □ 管枕及び埋設シートの設置及び土被りが、設計図書の仕様を満足していることが確認できる。
- □ 管設置において、それぞれの管の最小曲げ半径を満足していることが確認できる。
- □ その他　理由：
- □ 内容を記載

↑
削除する項目にレ点

●ばらつきの程度（該当する項目ひとつにレ点）

- □ ばらつきが50%以下と判断できる。
- □ ばらつきが80%以下と判断できる。
- □ ばらつきが80%を超えると判断できる。
- □ ばらつきによる判断は不可能である。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目がある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝当該項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打設点等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

		a	a'	b	b'	c	d	e
	⑮ 維持工事 （清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理等）						□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。
- □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。
- □ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。
- □ 緊急的な作業において、迅速かつ適切に対応していることが確認できる。
- □ 内容を記載
- □ 内容を記載
- □ 内容を記載
- □ 内容を記載

↑
評価項目を追加した場合はレ点

●判断基準

※該当項目が6項目以上・・・・・・・・a
※該当項目が5項目・・・・・・・・・・・・a'
※該当項目が4項目・・・・・・・・・・・・b
※該当項目が3項目・・・・・・・・・・・・b'
※該当項目が2項目以下・・・・・・・・c

注　記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。
ただし、評価対象項目は最大8項目とする。

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	⑯ 修繕工事（橋脚補強、耐震補強、落橋防止等）	●評価対象項目 □ 使用する材料の品質・形状等が適切であり、かつ現場において材料確認を適宜・的確に行っていることが確認できる。 □ 構造物の劣化状況をよく把握して、適切な対策を施していることが確認できる。 □ 監督職員の指示事項に対して、現地状況を勘案し、施工方法や構造についての提案を行うなど積極的に取り組んでいることが確認できる。 □ 施工後のメンテナンスに対する提言や修繕サイクル等を勘案した提案等を行っていることが確認できる。 □ □ 内容を記載 □ □ 内容を記載 □ □ 内容を記載 □ □ 内容を記載 ↑ 評価項目を追加した場合はレ点 ●判断基準 ※該当項目が6項目以上・・・・・・・・a ※該当項目が5項目・・・・・・・・・・・・a' ※該当項目が4項目・・・・・・・・・・・・b ※該当項目が3項目・・・・・・・・・・・・b' ※該当項目が2項目以下・・・・・・・・c 注　記載の4項目を必須の評価対象項目とし、この他に適宜項目を追加して評価するものとする。 ただし、評価対象項目は最大8項目とする。					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。
	⑰ 造園工事	a	a'	b	b'	c	d	e
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※　ばらつきの判断は別紙－4参照 ●評価対象項目 □ 材料の品質及び形状が設計図書との適切性確認ができ証明書が整備されている。 □ 製品の品質及び形状が設計図書との適切性確認ができ証明書が整備されている。 □ 遊戯施設等の機能と安全性が設計図書等との適切性確認ができ証明書が整備されている。 □ 植物，公園資材等による修景効果向上についての配慮が事前に十分検討され良好な施工が伺える。 □ 樹木等に損傷、はちくずれ等がなく、活着管理が適切に行われている。 □ その他　理由： ↑ 削除する項目にレ点 内容を記載 ●ばらつきの程度（該当する項目ひとつにレ点） □ ばらつきが50%以下と判断できる。 □ ばらつきが80%以下と判断できる。 □ ばらつきが80%を超えると判断できる。 □ ばらつきによる判断は不可能である。						□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目がある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝当該項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打設点等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	⑱ 下水道管路工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※　ばらつきの判断は別紙－4参照					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ □ 管渠（管布設・矩形渠布設・シールド）工において、勾配管低高等の成果が整理されており、目立った屈曲や沈下がない。
- □ □ 管渠工において、継手部及びマンホール連結部の目地仕上げが適正になされ、漏水個所がない。
- □ □ 裏込注入は注入結果の記録が整理され、裏込め施工の状況が確認できる。
- □ □ 薬液注入工は改良範囲及び注入量が工事記録により確認できる。
- □ □ 足掛金物・中間スラブ・内副管等の設置が適正であり、鉄蓋設置においては路面との調整も適正である。
- □ □ マンホールの各種ブロックは内面を一致させ垂直に据え付けられ、水密性が確保されている。
- □ □ インバートは、形状・勾配・表面仕上げ等が適正である。
- □ □ 桝の天端は周囲地盤になじんでおり、適正な復旧仕上がりをしている。
- □ □ 桝の取付管は、理由のない屈曲や目立った沈下もなく、適切な管口処理がなされている。
- □ □ 掘削時の土留めが適切に設置され、地山が安定しているかが確認できる。
- □ □ 掘削地盤面以下を乱さないように施工している。
- □ □ 埋戻において、埋設位置明示のうえ、適切な条件で締固めをしている。
- □ □ 仮復旧及び本復旧の路盤及び表層・基層は、仕様書とおり施工され管理されている。
- □ □ 側溝・縁石・柵・標識等の道路付属物の復旧が適切に行われている。
- □ □ その他　理由：

↑ 内容を記載

削除する項目にレ点

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目がある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝当該項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

●ばらつきの程度（該当する項目ひとつにレ点）

- □ ばらつきが50%以下と判断できる。
- □ ばらつきが80%以下と判断できる。
- □ ばらつきが80%を超えると判断できる。
- □ ばらつきによる判断は不可能である。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打設点等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

	⑲ 下水道更生工事	a	a'	b	b'	c	d	e
		品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※　ばらつきの判断は別紙－4参照					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ □ 事前調査において既設管内の布設状況、障害物及び漏水等の状況を十分に把握し、施工を行っている。
- □ □ 事前処理により、施工時には支障のないよう適切な措置を施している。
- □ □ 仕上がり管体内面には、ふくれ、しわ、扁平、破損等がなく、基準を満足している。
- □ □ マンホール連結部の仕上がりが良い。
- □ □ 取付管口の仕上がりが良い。
- □ □ 施設内に漏水がない。
- □ □ 施工後の管内は、土砂・汚物等の堆積等がない。
- □ □ 硬化性樹脂材を使用する場合、硬化時の時間及び温度管理が適切に行われている。また、製管材を使用する場合、裏込材の注入量の記録管理が適切に行われている。
- □ □ その他　理由：

↑ 内容を記載

削除する項目にレ点

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目がある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝当該項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

●ばらつきの程度（該当する項目ひとつにレ点）

- □ ばらつきが50%以下と判断できる。
- □ ばらつきが80%以下と判断できる。
- □ ばらつきが80%を超えると判断できる。
- □ ばらつきによる判断は不可能である。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打設点等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

考査項目別運用表

（検査員）

考査項目	工　種	a	a'	b	b'	c	d	e
3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	⑳ 水路・側溝等（ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品）工事	品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜判断基準参照＞ 〔関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験〕 ※　ばらつきの判断は別紙－4参照					□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

●評価対象項目

- □ 製品の種類、形状寸法、強度は設計図書等のとおりである。
- □ 製品に有害なひび割れ、損傷等の欠点はない。
- □ 床堀仕上がり面は不陸がなく、また、湧水、滞水処理がしっかりと成されている。
- □ 埋め戻し土の転圧を入念に行っている。
- □ その他　理由:
  内容を記載

↑
削除する項目にレ点

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目がある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝当該項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

●ばらつきの程度（該当する項目ひとつにレ点）

- □ ばらつきが50%以下と判断できる。
- □ ばらつきが80%以下と判断できる。
- □ ばらつきが80%を超えると判断できる。
- □ ばらつきによる判断は不可能である。

●判断基準

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

注　試験結果の打設点等が少なくばらつきの判断ができない場合は評価対象項目（評価値）だけで評価する。

		a	a'	b	b'	c	d	e
	㉑ シールド工事	優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。＜ばらつきの判断は別紙－4参照＞

●評価対象項目

- □ 設計図書に定められている品質管理を実施していることが確認できる。
- □ シールド機械の製作に当たっては、製作図及び諸機能等の詳細図及び仕様並びに応力計算書を監督職員に提出していることが確認できる。
- □ 圧気を併用する場合あらかじめ路線付近の井戸、ボーリング孔等の状態を調査し必要な処置を講じていることが確認できる。
- □ 掘削量が所定の量を維持しているか管理していていることが確認できる。シールド掘進作業等がデータで確認できる。
- □ シールド掘進中、シールドの蛇行及び回転の傾向を観測しながら施工していた。
- □ セグメントの継ぎ手部にシール材を施しているか確認できる。
- □ コンクリート供試体が当該現場の供試体であることが確認できる。
- □ 裏込め注入結果の記録が整理され、裏込め施工の状況が確認できる。
- □ 地盤改良工の施工管理状況がデータで確認できる。
- □ 溶接作業にあたり、作業員の技量確認を行なっていることが確認できる。。
- □ 2次覆工コンクリート打設に先立って、セグメントのボルト締め直し及び清掃等を行っていることが確認できる。
- □ 常に切羽及び地表面の状態を観測して施工されていることが確認できる。
- □ その他
  内容を記載

↑
削除する項目にレ点

●ばらつきの程度（該当する項目ひとつにレ点）

- □ ばらつきが50%以下と判断できる。
- □ ばらつきが80%以下と判断できる。
- □ ばらつきが80%を超えると判断できる。
- □ ばらつきによる判断は不可能である。

① 当該「評価対象項目」のうち、対象としない項目は削除する。
② 削除項目がある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
③ 評価値（　　%）＝当該項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
④ なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

考査項目別運用表

（検査員）

3. 出来形及び出来ばえ Ⅱ. 品質	㉒ 上記以外の工事（情報ボックス、浚渫工事等）又は合併工事	「A」	a	a'	b	b'	c	d	e
			優れている	bより優れている	やや優れている	cより優れている	他の評価に該当しない	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、監督職員が文書で指示を行い改善された。	□ 品質関係の測定方法又は測定値が不適切であったため、検査職員が修補指示を行った。

「B」 □ 品質関係の試験結果のばらつきと評価対象項目の履行状況（評価値）から判断する。<判断基準参照>
［関連基準、土木工事施工管理基準、その他設計図書に定められた試験］
※ ばらつきの判断は別紙－4参照

●評価対象項目

□ □ 内容を記載

□ □ 内容を記載

□ □ 内容を記載

□ □ 内容を記載

□ □ 内容を記載

□ □ 内容を記載

□ □ 内容を記載

削除する項目にレ点 ↑

●判断基準

「A」 対象工事がばらつきによる評価が不適切な工事
ex） 浚渫工、取壊し工
評価値が90%以上・・・・・・・・・・・・・・・・a
評価値が80%以上90%未満・・・・・・・・a'
評価値が70%以上80%未満・・・・・・・・b
評価値が60%以上70%未満・・・・・・・・b'
評価値が60%未満・・・・・・・・・・・・・・・・c
なお、削除後の評価対象項目数が2項目以下の場合はC評価とする。

「B」 対象工事がばらつきによる評価が適切な工事

① 削除項目がある場合は削除後の評価項目数を母数として計算した比率（%）計算の値で評価する。
② 評価値（　　%）＝該当項目数（　　）／評価対象項目数（　　）
③ 評価対象項目数が2項目以下の場合は c 評価とする。

		ばらつきで判断可能			ばらつきで判断不可能
		50%以下	80%以下	80%を超える	
評価値	90%以上	a	a'	b	b
	75%以上90%未満	a'	b	b'	b'
	60%以上75%未満	b	b'	c	c
	60%未満	b'	c	c	c

●ばらつきの程度（該当する項目ひとつにレ点）

□ ばらつきが50%以下と判断できる。
□ ばらつきが80%以下と判断できる。
□ ばらつきが80%を超えると判断できる。
□ ばらつきによる判断は不可能である。

考査項目別運用表

※「成績評定工種選択表及び結果表」の、判定入力欄に入力したデータは、この帳票には反映されません。

全体評価（選択した工種全体の評価）	a	b	c	d
	優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている

考査項目	工　種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている

3．出来形及び出来ばえ

Ⅲ．出来ばえ

① コンクリート構造物工事 砂防構造物工事 トンネル工事

●評価対象項目
- □ コンクリート構造物の表面状態が良い。
- □ コンクリート構造物の通りが良い。
- □ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。
- □ クラックが無い。
- □ 漏水が無い。
- □ 全体的な美観が良い。

●判断基準
- 該当5項目以上・・・a
- 該当4項目・・・・・・・b
- 該当3項目・・・・・・・c
- 該当2項目以下・・・d

② 土工事（盛土・築堤工事等）

a	b	c	d
優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている

●評価対象項目
- □ 仕上げが良い。
- □ 通りが良い。
- □ 天端及び端部の仕上げが良い。
- □ 構造物へのすりつけなどが良い。
- □ 全体的な美観が良い。

●判断基準
- 該当4項目以上・・・a
- 該当3項目・・・・・・・b
- 該当2項目・・・・・・・c
- 該当1項目以下・・・d

③ 切土工事

a	b	c	d
優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている

●評価対象項目
- □ 規定された勾配が確保されている。
- □ 切土法面の施工にあたって、法面の浮き石が除去されているなど、適切に施工されている。
- □ 法面勾配の変化部について、干渉部を設けるなど適切に施工されている。
- □ 滞水などによる施工面の損傷が発生しないよう処理が行われている。
- □ 関係構造物等との取り合いが設計図書を満足するよう施工されている。
- □ 全体的な美観が良い。

●判断基準
- 該当5項目以上・・・a
- 該当4項目・・・・・・・b
- 該当3項目・・・・・・・c
- 該当2項目以下・・・d

④ 護岸・根固・水制工事

a	b	c	d
優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている

●評価対象項目
- □ 通りが良い。
- □ 材料のかみ合わせがよく、クラックが無い。
- □ 天端及び端部の仕上げが良い。
- □ 既設構造物とのすりつけが良い。
- □ 全体的な美観が良い。

●判断基準
- 該当4項目以上・・・a
- 該当3項目・・・・・・・b
- 該当2項目・・・・・・・c
- 該当1項目以下・・・d

⑤ 鋼橋工事

a	b	c	d
優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている

●評価対象項目
- □ 表面に補修箇所が無い。
- □ 部材表面に傷及び錆が無い。
- □ 溶接に均一性がある。
- □ 塗装に均一性がある。
- □ 全体的な美観が良い。

●判断基準
- 該当4項目以上・・・a
- 該当3項目・・・・・・・b
- 該当2項目・・・・・・・c
- 該当1項目以下・・・d

⑥ 地すべり防止工事

a	b	c	d
優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている

●評価対象項目
- □ 地山との取り合いが良い。
- □ 天端、端部の仕上げが良い。
- □ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。
- □ 全体的な美観が良い。

●判断基準
- 該当3項目以上・・・a
- 該当2項目・・・・・・・b
- 該当1項目・・・・・・・c
- 該当項目なし・・・・・d

考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3．出来形 及び 出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	⑦ 舗装工事	●評価対象項目 □ 舗装の平坦性が良い。 □ 構造物の通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 構造物へのすりつけ等が良い。 □ 雨水処理が良い。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・・b 該当3項目・・・・・・・c 該当2項目以下・・・d	
	⑧ 法面工事	a 優れている ●評価対象項目 □ 通りが良い。 □ 植生、吹付等の状態が均一である。 □ 端部処理が良い。 □ 全体的な美観が良い。	b やや優れている	c 他の評価に該当しない ●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・・・・・b 該当1項目・・・・・・・c 該当項目なし・・・・・d	d 劣っている
	⑨ 基礎工事 （地盤改良等を含む）	a 優れている ●評価対象項目 □ 土工関係の仕上げが良い。 □ 通りが良い。 □ 端部及び天端の仕上げが良い。 □ 施工管理記録などから不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 ※地盤改良はb評価とする。	b やや優れている	c 他の評価に該当しない ●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・・・・・b 該当1項目・・・・・・・c 該当項目なし・・・・・d ※不可視部は「施工管理記録などから不可視部分の良さが伺える」、可視部は「土工関係の仕上げが良い」において施工管理記録などから出来ばえの良さが確認できた場合に評価することとし、地盤改良においては最大2項目の評価とする。	d 劣っている
	⑩ コンクリート橋上部工事	a 優れている ●評価対象項目 □ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端及び端部の仕上げが良い。 □ 支承部の仕上げが良い。 □ クラックが無い。 □ 全体的な美観が良い。	b やや優れている	c 他の評価に該当しない ●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・・b 該当3項目・・・・・・・c 該当2項目以下・・・d	d 劣っている
	⑪ 塗装工事 （工場塗装除く）	a 優れている ●評価対象項目 □ 塗装の均一性が良い。 □ 細部まできめ細かな施工がされている。 □ 補修箇所が無い。 □ ケレンの施工状況が良好である。 □ 全体的な美観が良い。	b やや優れている	c 他の評価に該当しない ●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・・b 該当2項目・・・・・・・c 該当1項目以下・・・d	d 劣っている
	⑫ 植栽工事	a 優れている ●評価対象項目 □ 樹木の活着状況が良い。 □ 支柱の取り付けがきめ細かく施工されている。 □ 支柱の取り付けが堅固である。 □ 全体的な美観が良い。	b やや優れている	c 他の評価に該当しない ●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・・・・・b 該当1項目・・・・・・・c 該当項目なし・・・・・d	d 劣っている

考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3．出来形 及び 出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	⑬-1 防護柵（網）工事	●評価対象項目 □ 通りが良い。 □ 端部処理が良い。 □ 部材表面に傷及び錆が無い。 □ 既設構造物等とのすりつけが良い。 □ きめ細やかに施工されている。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・・b 該当3項目・・・・・・・c 該当2項目以下・・・d	
		a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
	⑬-2 標識工事	●評価対象項目 □ 設置位置に配慮がある。 □ 標識板の向き並びに角度及びその支柱の通りが良い。 □ 標識板の支柱に変色が無い。 □ 支柱基礎が入念に埋め戻されている。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・・b 該当2項目・・・・・・・c 該当1項目以下・・・d	
		a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
	⑬-3 区画線工事	●評価対象項目 □ 塗料の塗布が均一である。 □ 視認性が良い。 □ 接着状態が良い。 □ 施工前の清掃が入念に実施されている。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当4項目以上・・・a 該当3項目・・・・・・・b 該当2項目・・・・・・・c 該当1項目以下・・・d	
		a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
	⑭ 電線共同溝工事	●評価対象項目 □ 歩道及び車道の舗装(含、仮復旧舗装)の勾配が適切で、有害な段差が無く平坦性が確保されて □ ﾌﾟﾚｷｬｽﾄｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸの蓋に、がたつきや不要な隙間が生じていない。 □ 施工管理記録などから、不可視部分の出来映えの良さが伺える。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・・・・・b 該当1項目・・・・・・・c 該当項目なし・・・・・d	
		a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
	⑮ 維持修繕工事 維持工事（清掃工、除草工、付属物工、除雪、応急処理工） 修繕工事（橋脚補強、耐震補強、落橋防止等）	●評価対象項目 □ 小構造物等にも注意が払われている。 □ きめ細かな施工がなされている。 □ 既設構造物とのすりつけが良い。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上・・・a 該当2項目・・・・・・・b 該当1項目・・・・・・・c 該当項目なし・・・・・d	
		a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
	⑯ 造園工事	●評価対象項目 □ 施設構造物の肌、通り等仕上げが良い。 □ 施設構造物の収まりが良い。 □ 遊具等の作動が安全でかつ良好に作動する。 □ 園路等の舗装の平坦性が良い。 □ きめ細やかに施工されている。 □ 全体的な景観が良い。		●判断基準 該当5項目以上・・・a 該当4項目・・・・・・・b 該当3項目・・・・・・・c 該当2項目以下・・・d	

考査項目別運用表

考査項目	工　種	a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
3．出来形 及び 出来ばえ Ⅲ．出来ばえ	⑰ 下水道管路工事	●評価対象項目 □ 沈下がなく舗装の平坦性がよい。 □ 施工管理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 □ 漏れない。 □ 全体的な美観が良い。（管路及びマンホールの内部・本復旧の仕上がり等）		●判断基準 該当3項目以上･･･a 該当2項目･･････b 該当1項目･･････c 該当項目なし･････d	
		a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
	⑱ 下水道更生工事	●評価対象項目 □ 管体内面の仕上げが良い。 □ 管体内面の通りが良い。 □ 施工監理記録等から不可視部分の出来ばえの良さが伺える。 □ 既設構造物とのすりつけが良い。		●判断基準 該当3項目以上･･･a 該当2項目･･････b 該当1項目･･････c 該当項目なし･････d	
		a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
	⑲ 水路･側溝等(ｺﾝｸﾘｰﾄ二次製品)工事	●評価対象項目 □ 仕上げが良い。 □ 通りが良い。 □ 既設構造物とのすりつけが良い。 □ 全般的な美観が良い。		●判断基準 該当3項目以上･･･a 該当2項目･･････b 該当1項目･･････c 該当項目なし･････d	
		a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
	⑳ シールド工事	●評価対象項目 □ コンクリート構造物の表面状態が良い。 □ コンクリート構造物の通りが良い。 □ 天端仕上げ、端部仕上げ等が良い。 □ クラックが無い。 □ 漏水が無い。 □ 全体的な美観が良い。		●判断基準 該当5項目以上･･･a 該当4項目･･････b 該当3項目･･････c 該当2項目以下･･･d	
		a	b	c	d
		優れている	やや優れている	他の評価に該当しない	劣っている
	㉑ 上記以外の工事 又は合併工事	●評価対象項目 □ 理由： □ 理由： □ 理由： □ 理由： □ 理由： ※該当工種からの評価対象項目で評価を行う。ただし、評価対象項目は最大5項目とする。		●判断基準 該当4項目以上･･･a 該当3項目･･････b 該当2項目･･････c 該当1項目以下･･･d	

「施工プロセス」のチェックリスト

1. 工事名		
2. 工　期	～	
3. 施工業者		

①「施工プロセス」チェックリストは、共通仕様書、契約書等に基づき、施工に必要なプロセスが適切に施工されているかを監督職員等が確認する。
②書類もしくは現場等で確認し、その内容が適切であれば年月日を記入する。備考欄に改善通知、改善指示及びその是正状況等を記入する。
③ 用語の定義については、契約後：当初契約後、変更後：工期内に行う契約変更後とする。

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	チェック時期									備考
				着手前	施　工　中							完成時	
1 施工体制	Ⅰ 施工体制一般	○契約工程表	・契約締結の14 日以内に、契約工程表が提出された。 （契約後、変更後）										
		○工事カルテ	・事前に監督職員の確認を受け、契約締結後等の10 日以内に登録機関に申請した。 （契約後、変更後、完成時）										
		○品質証明	・品質証明員の資格（身分及び経歴）が適正である。また、品質証明員に関する資料を書面で提出した。 （契約後、変更後）										
			・工事途中及び検査時の事前に品質確認を行い、その結果を所定の様式により提出した。 （検査前）										
			・品質証明は、出来高、品質及び写真管理等、工事全般にわたり適切（数量も含む）に実施した。 （品質証明実施時）										
		○建設業退職金共済制度等	・掛金収納書の写しを契約締結後1ヶ月以内に提出した。 （契約後、増額変更後）										
			・「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識が現場に掲示している。 （施工時1回程度）										
			・労災保険関係の項目が現場の見やすい場所に掲示している。 （施工時1回程度）										
			・建設業退職金共済証紙の配布を受け払い簿等により適切に管理している。 （施工時適宜）										
			・制度の履行について、掛金充当実績総括表により適切に整理している。 （検査前）										
		○請負代金内訳書	・契約締結後14 日以内に、所定の様式で提出した。 （契約後、変更後）										
		○施工体制台帳、施工体系図	・施工体制台帳を現場に備え付け、かつ、同一のものを工事着手までに提出した。 （施工時の当初、変更時）										
			・施工体制台帳に下請負契約書（写）及び再下請負通知書を添付している。 （施工時の当初、変更時）										

「施工プロセス」のチェックリスト

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	チェック欄　（指示事項等） 着手前	施工中							完成時	備考
1施工体制（続き）	Ⅰ施工体制一般（続き）	○施工体制台帳、施工体系図（続き）	・施工体制台帳及び添付書類の「健康保険等加入状況」に、加入又は適用除外であることを記載している。 （施工時の当初、台帳提出の都度）										
			・施工体系図を現場の工事関係者及び公衆の見やすい場所に掲げている。 （施工時の当初、変更時）										
			作業員名簿を作成・提出している。 （施工時の当初、変更時）										
			・施工体系図に記載のない業者が作業していない。 （施工時1回／月程度）										
			・施工体系図に記載されている主任技術者及び施工計画書に記載されている技術者が本人である。 （施工時の当初、変更時）										
			・元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与している。 （施工時の当初、変更時）										
		○建設業許可標識	・建設業許可を受けたことを示す標識を公衆の見やすい場所に設置し、監理技術者を正しく記載している。 （施工時1回程度）										
	Ⅱ配置技術者／現場代理人・監理技術者・主任技術者	○現場代理人	・現場代理人は、現場に常駐している。 （施工時1回／月程度）										
			・現場代理人は、監督職員との連絡調整及び対応を書面で行っている。 （施工時適宜）										
		○専門技術者の配置	・専門技術者を専任し、配置している。 （施工計画時、施工時適宜）										
		○作業主任者の選任	・作業主任者を選任し、配置している。 （施工計画時、施工時適宜）										
		○監理技術者（主任技術者）（監理技術者補佐）の専任制 ※当確認項目の4チェック目、5チェック目については、特例監理技術者の指導により、監理技術者補佐が適正に実施した場合も評価するものとす	・技術者としての要件が資格者証等により確認できた。 （着手前）										
			・配置予定技術者、通知による監理技術者施工体制台帳に記載された監理技術者と監理技術者証に記載された技術者及び本人が同一であった。（ 監理技術者補佐を配置する場合は、監理技術者補佐についても同様の確認をする） （着手前）										
			・監理技術者（監理技術者補佐を配置する場合は監理技術者補佐）が現場に常駐していた。不在の場合は適切な施工ができる体制を確保していた。 （施工時1回／月程度）										
			・施工計画や工事に係る工程、技術的事項を把握し、主体的に係わっていた。 （施工時、打合せ時）										
			・施工に先立ち、創意工夫又は提案をもって工事を進めている。 （施工時適宜）										
		○現場技術員	・現場技術員との対応が適切である。 （施工時適宜）										

「施工プロセス」のチェックリスト

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	チェック欄　（指示事項等） 着手前	施　工　中							完成時	備考
1続き	Ⅱ続き	○下請負人の把握	・下請負人が仙台市の入札参加資格者名簿の登載業者である場合には、指名停止期間中でない。 （施工時適宜）										
2施工状況	Ⅰ施工管理	○設計図書の照査等	・契約書第18 条第1項第1号から第5号に係わる設計図書の照査を行っている。 （着手前、施工時適宜）										
			・現場との相違事実がある場合、その事実が確認できる資料を書面により提出して確認を受けた。 （着手前、施工時適宜）										
		○施工計画書	・施工（変更を含む）に先立ち、提出し、所定の項目が記載されている。 （着手前、変更時）										
			・記載内容と現場施工方法と一致している。 （施工時適宜）										
			・記載内容と現場施工体制が一致している。 （施工時適宜）										
			・記載内容が、設計図書・現場条件等を反映している。 （着手前、変更時）										
		○施工管理 ・工事材料管理	・工事材料の資料の整理及び確認がされ、管理している。 （施工時適宜）										
		・出来形、品質管理	・品質管理確保のための対策など施工に関する工夫を書面で確認できる。 （施工時適宜）										
			・日常の出来形、品質管理が書面にて確認できる。 （施工時適宜）										
		・現場環境改善等	・特記仕様書等に定められた事項や独自の取り組み又、地域等より評価されるものがある。 （施工時適宜）										
		○検査（ 確認を含む）及び立会い等の調整	・監督員の立合いにあたって、あらかじめ立合願を提出している。 （施工時適宜）										
			・段階確認の確認時期が、適切である。 （施工時適宜）										
		○工事の着手	・工事着手を確認した（特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合は、その期日までに工事着手したことを確認した）。 （着手時）										
		○支給材料及び貸与品	・受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしている。 （施工時適宜）										
		○建設副産物及び建設廃棄物	・請負者は、産業廃棄物管理票（マニュフェスト）により適正に処理されていることを確認し、監督職員に提示した。 （施工時適宜）										
			・再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め提出した。 （施工時適宜）										

「施工プロセス」のチェックリスト

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	チェック欄　（指示事項等） 着手前	施　工　中							完成時	備考
２施工状況（続き）	Ⅰ続き	○建設副産物及び建設廃棄物（続き）	・再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げている。 （施工時適宜）										
		○指定建設機械類の確認	・指定建設機械（排出ガス対策型・低騒音型・低振動型建設機械）を使用している。 （施工時１回程度）										
	Ⅱ工程管理	○工程管理	・フォローアップ等を実施し、工程の管理を行っている。 （施工時適宜）										
			・現場条件変更への対応、地元調整を積極的に行い、その結果を書類で提出した。 （施工時適宜）										
			・施工計画書に定めた休日予定のとおり、現場の休日の確保を行っていることが、記録で確認できる。（週休２日の達成状況確認） （施工時適宜、完成時）										
	Ⅲ安全対策	○安全活動	・災害防止協議会等を設置し、活動記録がある。 （施工時適宜）										
			・店社パトロールを実施し、記録がある。 （施工時１回／月程度）										
			・安全・訓練等を実施し、記録がある。 （施工時適宜）										
			・安全巡視、TBM、KY 等を実施し、記録がある。 （施工時適宜）										
			・新規入場者教育を実施し、記録がある。 （施工時適宜）										
			・過積載防止に取り組んでいる記録がある。 （施工時適宜）										
			・使用機械、車輌等の点検整備等が管理され、記録がある。 （施工時１回／月程度）										
			・重機操作で、誘導員配置や重機と人との行動範囲の分離措置がなされた点検記録等がある。 （施工時適宜）										
			・山留め、仮締切等の設置後の点検及び管理の記録がある。 （施工時適宜）										
			・足場や支保工の組立完了時や使用中の点検及び管理がチェックリスト等により実施され、記録がある。 （施工時適宜）										
			・保安施設等の整理・設置・管理が的確であり、記録がある。 （施工時適宜）										

「施工プロセス」のチェックリスト

考査項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 （チェックの目安）	チェック欄　（指示事項等） 着手前	施　工　中							完成時	備考
２施工状況（続き）	Ⅲ続き	○安全パトロールの指摘事項の処理	・各種安全パトロールでの指摘事項や是正事項について、速やかに改善を図り、かつ関係者に是正報告した記録がある。 （施工時適宜）										
	Ⅳ対外関係	○関係機関等	・関係官公庁等の関係機関との折衝及び調整をした記録がある。 （施工時適宜）										
			・地元住民等との施工条必要な交渉、工事の施工に関しての苦情対応を適切に行い、記録がある。 （施工時適宜）										
			・隣接工事又は施工上密接に関連する工事の請負業者と相互に協力を行っている記録がある。 （施工時適宜）										